

The Kansai University Bulletin

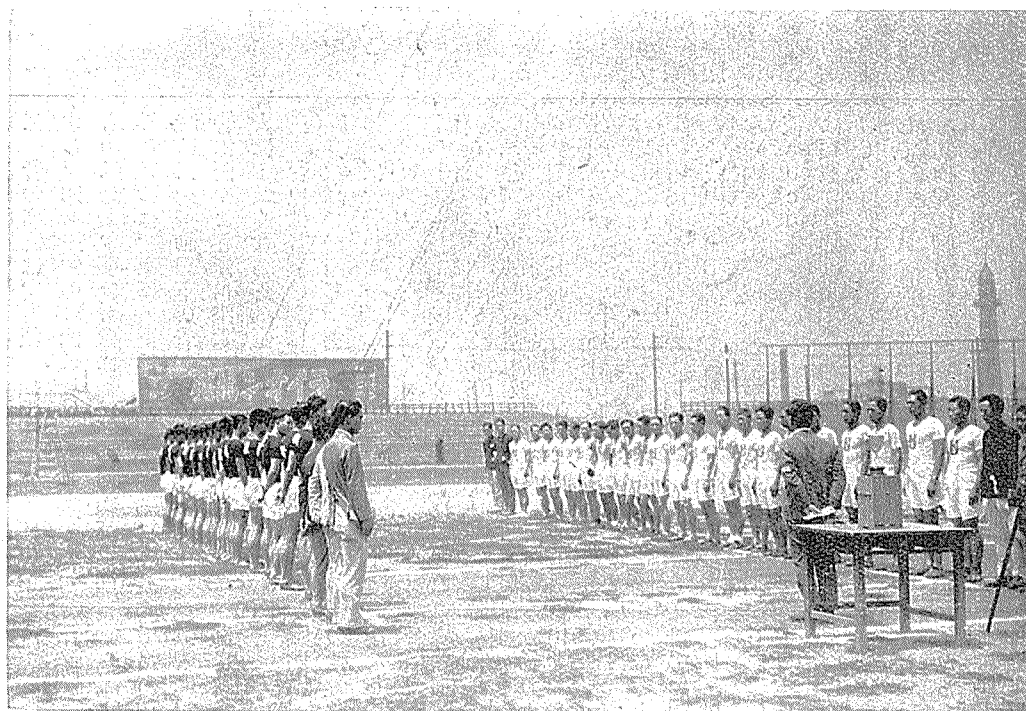
Osaka, July 15th, 1928 No. 61

報學山里子

行發日五十月七

號一十六第

年三和昭



會大技競上陸回五第學大政法對

阪大

番九四〇一(堀佐土)
番三二一(田吹) 話電

局報學學大西關

座口金貯替振
番五七八二一阪大

千里山學報 第六十一號

目次

- 挿繪——對法政大學第五回陸上競技大會(表紙)
——本學教職員の仁保學長歡迎會記念攝影——
——島賀陽博士渡歐送別會記念攝影——千里山政經
學會主催武藤山治氏講演會記念攝影——千里山
學報寄稿家招待會記念攝影——別府に於ける附
屬第二商業學校修學旅行一行——校友中江濟氏
——校友會名古屋支部春季總會記念攝影——二
條天皇御陵——本學專門部辯論部員——福島學
舍第二回學内雄辯大會記念攝影
國語音聲學序說 關西大學講師 新町德之
陪審本質論 法學博士 武田宣英
學内報——役員會開催——協議員會開催——學則
一部改正——教員囑任——第一學期試驗施行——
第一學期授業終了——本學圖書館開館——第六
回夏期語學講習會——本學學生運動部選手宣誓
式——教職員の學長歡迎會——島賀陽講師送別
會——千里山學報寄稿家招待會——岩崎教授九
州大學講師に囑託せらる——教職員動靜——舊
講師動靜——附屬關西甲種商業學校榮報——附
屬第二商業學校榮報
校友の面影——中江濟氏
校友榮報
學生榮報
懸賞論文
維 錄

國語音聲學序說

關西大學講師 新町德之

目次

- 一 音聲の性質
二 音聲の器官
三 音聲の種類
四 音聲の變化
五 アクセント

一 音聲の性質

音聲は彈力性物質の急速なる振動が空氣を介し、波動をなして私共の聴覺を刺激することによつて感じ得るのである。音聲學の上では音響をば、樂音と噪音とに區別してゐる。樂音とは、物體の振動が規則正しく、週期的に反復される場合に生ずる音響であり、噪音とは、それが不規則であつて、週期的でない場合は規則的な音波であつても、刺激として働く時間が餘り短い場合に生ずる音響である之を生理學的にいへば、樂音は基礎膜の一纖維が單獨に振動したのであつて噪音は基礎膜の纖維が短急の激動を受けて樂音を生ずるに至らなかつたものといふことが出来る。琴・三味線・笛・ピアノなどの音響は樂音であり、雷鳴・風聲などは噪音である。而して、言語の音聲にも、この二種をあてはめる事が出来る。即ち言語の音聲のうちでは母音はまづ樂音的のものであり、子音は、樂音的の噪音とも云ふべきものである。

また、すべての音響を、從つて音聲を、その強弱・高低・音色によつて區別することが出来る。

(一) 音の強弱は、常に音波の振動の幅の大小による。即ち音波の振幅が大なれば、これより起る音聲は強く、小なれば弱い。

(二) 音の高低は、音波の振動する速力に比例する。即ち一定の時間に於ける振動数の多いものは高く、少いものは低い。吾々の耳に聞える音には、上にも下にも限りがある。一秒時に二十振動以下の音、又は四萬振動以上の音は聞くことが出来ない。尤も上の極限は老人はさ低くなるとのことである。

(三) 音色は音波の形によつて變る。即ち音の強さ、高さが同じであつても、振動の本體が違へば、音色も亦隨つて違ふのである。例へば、ピアノのCとヴァイオリンのCとを同じ高さ同じ強さに發しても、各それぞれの音色を有つてゐる。音波の形の變るものは、一つに其音波に伴つて起る附屬波動の種類、及び其多少に因るものである。

此副音波から起る附屬音の存在は、之を覺知することは六ヶ敷いが、如何なる音聲も、多少の附屬音を有たないものはない。今、Aなる音波中に、Bなる物質を置いた時、若しBなる物質の主音波の振動数が、A波動の副音波abcd...中の何れかに一致するか、或は類似する時は、Bなる物質は、A音波に感じて、自然に共鳴して、茲に一副音波を増加して、遂にA音波の音色を變動させる。そして其物質に彈力性が多ければ、最もよく音波の波動を感じる。ところで、空氣は最も彈力性に富むものであるから、諸種の有用な作用をなすものである。

か様な見地に立つて、言語の音聲を對象として、之を生理學的に、音聲學的に、將たまた

心理學的に研究する科學を音聲學といひ、國語の音聲のみを研究する科學を國語音聲學といひます。

二 音聲器官

音聲器官とは、人の身體の中で音聲を出すに使ふ部分の總稱で氣管・喉頭・調聲管の三要部で出來て居る。

氣管は、彈力質の管であつて、下端は左右の肺に連なり、その上部は、喉頭に續いて居るところの肺への空氣の通路である。

喉頭は、氣管の上部に位する一小室で、五箇の軟骨によつて組立てられ、その形は圓筒狀をなしてゐる。その最も上部に位する會厭軟骨は、喉頭腔の開閉を司つて居る。即ち食物を嚥下する際に、この會厭軟骨の蓋でもつて、喉頭の入口を上から覆つて、喉頭腔内へ食物が紛れ入ることを防いで居る。この喉頭腔の中央より少し上方の左右に、一對の彈力性の軟帶がある。これを聲帶(眞聲帶・偽聲帶)といひ、その中間の空隙を聲門といふ。左右一對の聲帶は、喉頭を組立てて居る諸種の軟骨(主として披裂軟骨)の巧妙な運動によつて互に遠のいたり、近よつたりする。兩聲帶が互に遠のいて、その間隙が廣められるときは氣息は自由にここを通行することが出來て、聲を發するまでに至らないが、兩聲帶が互に近よつて、その間隙が僅に裂孔を残すばかりになると、彈力性の聲帶は氣息の通行によつて振動して、ここに音聲を生じるのである。

調聲管とは、喉頭より上方に位する腔間を、今、假にかく總稱するものであつて、咽頭・鼻腔・口腔の三部に分けられる。

(イ) 咽頭は、會厭軟骨より上方、口腔・鼻腔

に至る間をいふものである。

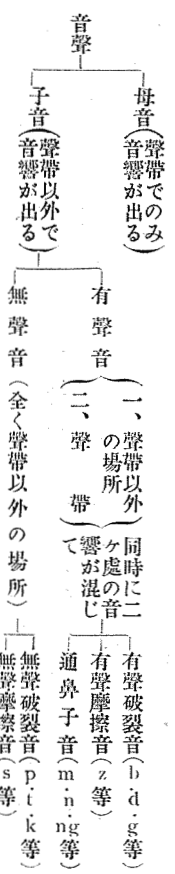
○ 口腔は、咽頭の上前方に位して、上下兩顎と、唇によつて包まれ、其の内に舌と齒とがある。その中、上顎だけは固着して居るが、下顎と上顎或る角度をなして開閉し、下齒及び舌・唇も、之に伴つて運動する。また舌と唇とは、諸種の筋肉の伸縮によつて、獨立に自由なる運動をする。か様にして口腔の大きさを様様に變へることが出来る。而して、上顎に、硬口蓋（前半）と、軟口蓋（後半）とからなり、軟口蓋の後端の中央に、肉の小片が餘つて垂れて居るものを懸壺垂といつて、その兩側は、穹狀をなして、舌根に續いて居る。そして、この懸壺垂は、前後に動いて、鼻腔と咽頭との通路を開閉する役目をしてゐる。

ハ 鼻腔は、咽頭より上方、兩鼻孔に通ずる腔間であつて、懸壺垂によつて、咽頭との交通を斷續することの他に、其開閉・伸縮を宰する機關はない。

調聲管とは、この三腔の總稱であつて、此の内にこもつた空氣は、聲帶の振動によつて起つた音波に感じて共鳴し、副音波を増減して諸種の音色を發する。而して、舌・唇・懸壺垂等の運動によつて、調聲管の形は、殆んど無限に變化するから、これ等共鳴室で發する音色もまた種種様様であることが出来る。

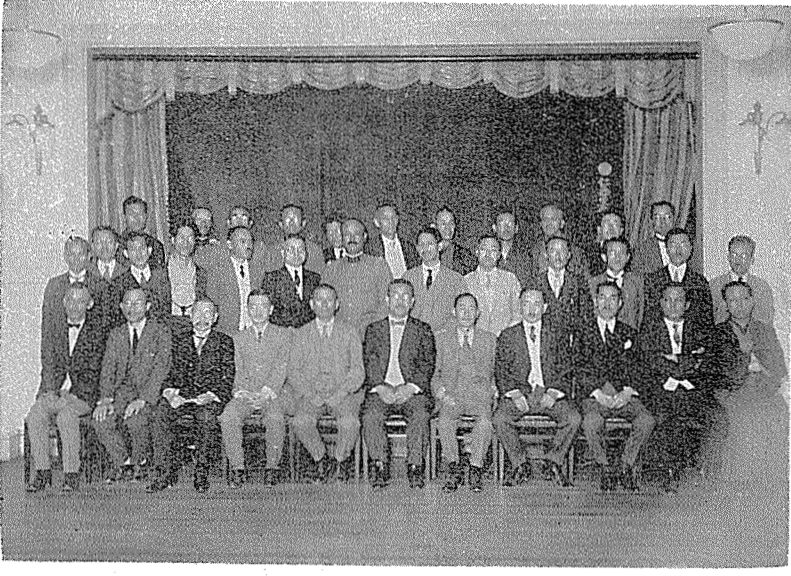
三 音聲の種類

國語の音聲は、五十音圖の諸音のやうに皆一成音であつて、これを母音と子音とに分解することが出来る。即ち「マ」の如きものを用ゐて分解すれば、最も明瞭に説明が出来る。



このやうに國語にぎれだけの音聲があるかを調査して之を蒐集し之を排列したものを國語の音聲組織といひ、之を母音組織と子音組織とに分ける。以下これを略説いたしませう。

一、母音 聲帶の振動によつて生じた音波が、聲管を通過する際に、その反響によつて、副音波を増減して色々の音色を發する。この音色が即ち母音である。口腔の形の變化に窮まりがないから、母音の種類も亦限りがない。しかし、がく無限の母音を悉く表記することは到底出来ない事であるから、其の中から特に標準的なものを抜き出すのが常である。歐洲諸國語では、此標準母音の数は、凡そ十八あるが、我國語では、此の標準母音の数は「アイウエオ」の五つに限つて居る。而してこの五つの母音は口音であつて、その發音の際には、鼻腔へ氣息が漏れないやうに先づ豫めその通路を密閉して置いて、聲門から唇を経て發せられる「こゑ」である。而して、この聲門から唇までの距離と形狀との色の相違によつて、「ア」「イ」「ウ」等の五母音が生ずる。



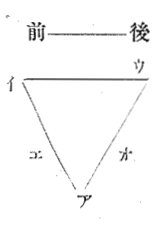
影 攝 念 記 會 迎 歡 長 學 保 仁 ノ 員 職 教 學 本

を極めて軟口蓋に向つて著く、引上げられ、兩唇の間を圓く窄める。

イ (i) 音を發するには、舌の前部を硬口蓋の中部に近づけて、兩唇の間を偏平に保つ。即ち前者と反對の形となるわけであるから、

ウ、イは、母音の兩極端を表はす音聲でウを合音、イを開音といひます。

オ (o)・ア (a)・エ (e) の三音は、ウ、イの間に位する中間音である。丁度ウ音の位置から、漸次舌を低くめて、唇を開いてオ音に至り、更に舌を降して、平常の位置に復して唇をなほも開けば、ア音を發する。ア音より舌を少し上顎に向つて前に進め、唇を少し狭めるならば、エ音を生じ、舌をなほ上顎に近づけ、唇を愈々狭めて偏平にまですれば、遂にイ音に達する。之を母音三角形といふ。



故に、ウよりイに向つて母音を數へたならばウ・オ・ア・エ・イの順序となる。因に國語と關係ふかき琉球語ではア・イ・ウが標準母音でエ・オは第二次的のものである。國語でも上古の母音ア・イ・ウの三音のみであつたらしく思はれる。

凡そ一音節の中に、聲の主となつた所があつて、他はこれに引きつけられて、ただ隨伴的にひびくやうな場合がある。之を假りに、主音・從音と稱へる。例へば、on・koの主音はoで、從音はn・kである。この場合主音となるものは母音で、從音となるものは子音であるのが普通である。又、二つ以上の母音相集つて一音節をなす場合にも、同じく一つは主音で他は從音となる。この從音となる母音を半母音と名づける。か様な一音節を重母音といふ。例へば、

- i-a (ヤ)
- i-i (イ)
- i-u (ユ)
- i-e (エ)
- i-o (ウ)
- u-a (ワ)
- u-i (ヰ)
- u-u (ウ)
- u-e (ヱ)
- u-o (ヱ)

の場合に、ia ua等のi(u)等は、ただaに伴隨して響くものである。

このうち、現今では、ui井をiイ、uuウをuウ、ueエをeエ、uoオをoオと同じやうに發音してゐるが、今から、八九百年前までは明にこれらの區別があつたらしい。

二、子音 普通の呼吸の場合には、聲帶は弛んで、聲門は開いてゐる。今この聲帶を少しく張るならば、聲門は忽ち稍狭められる。そこへ深厚な氣息を放出せば、ここにhの音を發する。これが即ち波行音の子音で氣息音といふものである。

ha (ハ) hi (ヒ) hu (フ) he (ヘ) ho (ホ)

このh音は聲帶の振動によつて起る樂音ではなくて、聲門や喉頭なごの通路が稍狭まつたところへ、比較的深厚な氣息が、これを通過しやうといふことによつて發する噪音の一つである。この種の深厚な氣息が調聲管を通つて、口外に出るまでの途中にて、其通路が一時全く閉塞した後に、俄に開くか、又は其の通路が非常に逼つて、僅かに一條の空隙を残してゐることの爲めに、各種の音聲を發する。前の場合に發する音を破裂音といひ、後の場合に發する音を摩擦音といふ。

イ、破裂音は、一時氣息を遮つておいて、それが充分漲つた時、俄かにこれを放出することによつて、起る音をいふのであつて、今舌の後部を、軟口蓋へ觸れしめて破裂音を出せば、kの音を發する。即ち加行音の子音である。

ka (カ) ki (キ) ku (ク) ke (ケ) ko (コ)
これを喉的破裂音と稱へる。しかし、か様に

して發生した子音は、ただ濃厚な氣息が聲帶を通つただけで、これを振動させるまでには至らない。今若し、調聲管なごの位置を、凡て音の時と同じ様に同時に少し、聲帶を狭めて、幾分之を振動させるならば、所謂濁音gを發する。即ちガ行音

ga (ガ) gi (ギ) gu (グ) ge (ゲ) go (ゴ)

の子音である。故に清音と濁音の違ひは、正に聲帶を振動さすか、させないかの相違である。次に舌端を上齒の背面に觸れて、破裂音を出せば、tの音を發する。即ちタ行音

ta (タ) ti (チ) tu (ツ) te (テ) to (ト)

の子音である。これを齒的破裂音といふ。このうち「チ」と「ツ」とは、今ではchi tsuとなつてゐるが、古音で、ti tu あつたやうである。「古事記」に鴨着島を「加毛度久斯麻」と書いてあり、「日本書記」には、泉川を「挑河」の訛としてある。鼓「ツツミ」の名は、其昔から起つたものであれば、tu tumiとした方がよいわけであり、「萬葉集」に喚鷄を「ツツ」と讀ませてあるなごも、寧ろtu tuの音であらう。

tの濁音はdであつて、即ちダ行音

da (ダ) di (ジ) du (ヅ) de (デ) do (ド)

の子音である。其の發聲の法は、前に述べたやうに、聲帶の振動が伴つてゐる。「ヂ」「ヅ」の古音がdi duであつたであらうといふことも亦ti tuに準じて知れる。

次に、上下兩唇を觸れて、破裂音を出せば、p音を發する。即ちパ行音

pa (パ) pi (ピ) pu (プ) pe (ペ) po (ポ)

の子音である。これを唇的破裂音といふ。古來これをハ行音の半濁音として、文字も亦ハに。を附けて、區別して居るけれど、實は、パ行音pとハ行音hとは何等の關係もない。パ行音pは一種の獨立音であつて、從來ハ行音の濁音とされて居るパ行音は、反つてこのパ行音の濁音である。即ち兩唇を閉ぢて、破裂音を起すと同時に、多少聲帶を振動させるときは、ここにb音を發する。

ba (バ) bi (ビ) bu (ブ) be (ベ) bo (ボ)

オ、摩擦音は、調聲管の一部が非常に狭められ、此處へ急速に送り込まれる氣息の摩擦によつて起る噪音をいふのである。今舌を上方に高めて、口蓋と硬口蓋との境する邊りに接して、氣息を通過させるならば、ここに一種の摩擦音を發する。例へば、獨逸語のichに於けるchの如きもの、これを顎的摩擦音といふ。この音は國語にはないが、これを有聲(聲帶を振動させて)にさせるならば、彼の重母音や行の子音に類する音yを生じる。次に、舌端を硬口蓋の前面に當てて、その後、舌の前の縁と齦との間から、音を擧げて、一種の摩擦音を起せば、サ行の子音s音を生じる。これを齒的摩擦音といふ。

sa (サ) si (シ) su (ス) se (セ) so (ソ)

但し、シの場合だけは、舌面を少し硬口蓋の中程に接するために、shの音を發する。今若し調聲管の位置を最初の通りにして、聲帶を振動させて、此の摩擦音を有聲にするならば濁音ザ行の音を發する。

za (ザ) zi (ジ) zu (ズ) ze (ゼ) zo (ゾ)

次に上唇と下唇とを閉ぢて、僅かにその中央に狭細な空隙を残し、舌を休息の位置において氣息を急速に放出するならば、此際、氣息は上下の唇に觸れて一種の摩擦音fの音を生じる。これを唇的摩擦音といふ。今日の國語は方言を除く外、フ音の子音が稍これに近いだけで、他にこの音はない。又同じく上下の唇を接して、聲帶の振動を受けて生じた有聲の氣息によつて、摩擦音を起せば、重母音ワ行の子音に近いw音を生じる。しかし、上下の唇の間に摩擦の音を生じる事は、フ音の場合に比べると、甚だ輕微であつて直に之を有聲のつであると思ふことは出来ぬ。

三、鼻音

懸壜垂は、常に咽頭の後壁に密接して鼻腔との交通を全く遮つてしまふ。今この懸壜垂の常位を保ち、鼻腔との交通を自由にして、調聲管を破裂音k o t pの位置に保ち、上下の唇を全く閉ぢて、有聲の氣息をば、鼻腔を通して體外へ放出すれば、三種の鼻音ng n mを生じる。

1. ngは、喉的鼻音である。即ちト音を發する場合のやうに、舌の後部を軟口蓋に觸れさせ懸壜垂を常位に保ち、鼻腔との交通を自由に、これに有聲の氣息を通せばよい。我が五十音圖には、此音を標記する假名はない。しかし、我國の古代には、この音が存して居つたやうである。例へば、相模・愛宕のやうに、相(sang)宕(tang)等ng音を假つて表はした地名がまゝある。

2. nは齒的鼻音である。t音の場合のやうに舌端を上齒の背面にふれさせて、懸壜垂を常位に保ち、鼻腔との交通を自由にして、有聲

の氣息を透せば、ナ行音の子音nを生じる。
na (ナ) ni (ニ) nu (ヌ) ne (ネ) no (ノ)
日本では、次第に、綴尾のn音を標記する必要が生じて、ン字が作られた。

3. mは、唇的鼻音である。唇はp音の場合のやうに閉ち、懸壅垂を上位に保ち、有聲の氣息を鼻腔に通せば、マ行音の子音mである

鼻音三種の區別は、「韻鏡」では、之を三内といふ。唇内・舌内・喉内がそれである。

四、顫音　　ウ行の子音は、摩擦音の一種である。しかし、これを發するときの氣息は頗る強くして、調聲管中の軟かい部分は皆多少顫動するから、これを顫音と稱へて區別する。

此音を發するには、舌の位置を、t, nの場合と同じく、硬口蓋の前端、上齒の背部に置き、強い有聲の氣息を通して、摩擦音を發すれば、此の音が生じる。

ウ行音は、我が國語では、外來語の外には語頭に立つことはない。これ我國語の特徴の一つである。なほ國語ウ行の子音は歐羅巴語にはないといふ。

五、拗音　　重母音ヤ行、ワ行の音が、他の子音に結び付いて發音させる場合は、これを拗音と稱へる。

kyā (キヤ) kyū (キユ) kyō (キョ)
gyā (ギヤ) gyū (ギユ) gyō (ギョ)

sha (シャ)	shu (シュ)	sho (ショ)
zya (ジャ)	zyu (ジュ)	zyo (ジョ)
chya (チャ)	chyu (チュ)	chyō (チョ)
dsya (ヂヤ)	dsyu (ヂュ)	dsyo (ヂョ)
nya (ニヤ)	nyu (ニユ)	nyo (ニョ)
hya (ヒヤ)	hyu (ヒユ)	hyo (ヒョ)
bya (ビヤ)	byu (ビユ)	byo (ビョ)
pya (ピヤ)	pyu (ピユ)	pyo (ピョ)
mya (ミヤ)	myu (ミユ)	myo (ミョ)
rya (リヤ)	ryu (リュ)	ryo (リョ)
kwa (クワ)		
gwa (グワ)		

六、促音　　促音とは、國家・達者・立派・出世・最も等のツの音のやうに、母音の促るのをいふのである。在來の學者がいつたやうに、促音といふ一種の獨立した音聲があるのではない。

母音から、破裂音又は摩擦音に移らうとして、調聲管の或る部分を閉ちて、そのまま暫く、その状態を持續するとき、母音の餘韻が共鳴するのを指して、假りにかく名づけたのである。例へば、i, ko は、母音 i、破裂音 k、母音 o から成つて居るやうであるが、其實 i, ko ではなくて i と k との間には、一種の中間音がある。即ち調聲管を i の位置から k に移るときに i の餘韻が、これに伴つて響

くのをいふのである。今若し、i から k 音に移らうとして、調聲管を其位置に改めたまま、暫く休止するならば、此中間音は、一層明瞭となるのであらう。これを稱して、促音といふ。故に破裂音の種類によつて促音にも亦三種の別がある。例へば

一、リップバ (立派)

二、モットモ (最)

三、ガッタイ (合體)

右の第一は、唇のみで作る唇的促音であり。第二は前舌面と齒槽突起とで作る舌的促音であり、第三は、後舌面と軟口蓋とで作る喉的促音である。その何れの場合に於いても發音を急激に遮斷して、一時音聲の默止を起す、この默止を指して之を通常一様に促音と稱へて居るのであるが、嚴密に云へば右の如く三種に區別すべきであらう。でこれを書き表は、すにはいづれもツと書いて、特に區別はして居らぬ。

漢語の入聲音は、皆この促音である。しかし國語の音聲では語尾の促音を許さないから、此等の入聲音には、更に母音を加へて、之を避けて居る。例へば

一 it を chi (チ) 出 syut を siyu-tsu (siyu-tu) とするの類である。しかしこれ等の次に、他の破裂音、若しくは、摩擦音が來るときは、これに誘はれて、其入聲音を復活するのが常である。

一生 ichi-siyau.....it-siyau
出世 siyut-se.....siyut-se

四、音聲の變化

一、音聲變化の由來

音聲は、時代と場所との相異によつて漸漸と

變遷するものである。その原因は、一樣ではないが、要するに、音調を整へ、音聲を易からしめようとする自然の傾向に他ならぬ。之れ便宜主義から起つたことではあるが、其の變遷には、自ら一定の法則があつて、性質が相似たものの間にのみ行はれて、全く無關係の音聲が互に更替するやうな事はない。以下その實例を示す。

二、音聲の變化

(1) 波行音 h からワ行音 w に更替

波行音は唇音 p から摩擦音 f それから氣息音 h と變遷したものであつて、現に「フ」は今も尙ほ唇音の性質を帶びて居る。この波行音が、これと同一唇音に屬する和行音に代つたことはむりからぬことである。即ち波行の h は詞の頭にある場合の外は、大抵 h 音が w 音に代つて、wa と發音される。

まはす (回) mahasu (まわす mawasu)
かは (川) kaha (かわ kawa)
けはし (嶮) kehashi (けわし kewashi)
にはとり (鶏) nihatori (にわとり niwatori)
はづか (僅) hazuka (わづか wazuka)
はしる (走) hashiru (わしる washiru)
人は hio-ha (人わ hio-wa)

(2) 波行音 h よりバ行音 p に更替
促音に續くハ行音は、皆バ行音に代る。破裂音の前提とも云ふべき促音につづくハ行音 h は、忽ちその本性に立ち返つて、破裂音 p となる。

まひら (眞平) mahira (まひら mahira)
なは (菜葉) na-ha (なは nappa)
もはら (專) mohara (もはら mohara)

やはり(矢張) ya-hari (やゝばり yappari)
あはれ(天晴) a-hare (あつなれ appare)
(3) 麻行音 m から、ナ行音 n に更替
ナ行音は齒音であり、マ行音は、唇音ではあ
るが、何れも鼻音に屬するから、兩者が、相
接するときは、m 音は屢 n 音に同化せられ、m
音單獨の場合にも、しばしば n 音となる、と
がある。

をみな(女) womina (をんな woma)
きみたち(公達) kimi-tachi
(あんた) kindachi
ねもころ(懇) nemogoro
(ねんころ nengoro)

(4) 良行音 r から奈行音 n に交替。

ラ行音は顫動音であり、奈行音は鼻音では
あるが、いづれも齒音に屬するから、r 音は
n 音に同化せられ、又は他の齒音のために化
せられて、n 音となる事がある。

さかりなり(盛) sakari-nari

(さかん) sakamari

くだりの如し(如件) kudari-no-gotoshi

(くだん) kudar nogoto-shi

のころのゆき(残雪) nokori-no-yuki

(のんのゆき nokono-yuki)

かりた(刈田) kari-ta (かんだ kanda)

(5) ハ行音 b から、マ行音 m に交替。

ハ行濁音も、マ行音も共に有聲唇音に屬す
るから、この兩音は相通じることがある。

かば(蒲) kaba (がま gama)

けむら(煙) ke-buri (けむら kemuri)

よゆ(咄) yobu (よむ yomu)

うかゆ(浮) ukabu (うかむ ukamu)

更に、ナ行音 n に代つて、

うかび(浮) ukabi-te (うかんで ukan-de)
よび(咄) yobi-te (よんで yon-de)
(6) 略音
(イ) 二母音が重なる時は、發音の便宜上、
屢その一つが省略せられる、特に同母音の重
なる場合に多い。

たかあま(高天) taka-ama (たかま takama)
かはあひ(河合) kahe-ahi (かはひ kahai)
かりいは假庵 kari-iho (かりほ kariho)
ま(うら)松浦 matsu-ura (ま(うら) matsura)
みちのおく(陸奥) michi-no-oku
(みちのく nichinoku)

(○) 同一綴字が重なるときは、發音の便宜上
其の一つを省くことがある。

かははら(河原) kawa-hara (かはら kawara)
たびと(旅人) tabi-bito (たびと tabito)
(ハ) 綴頭に、同一子音をもつ綴字の重複する
場合にも、その内の一つを省くことがある。

あるら(aru-rashi) (あらし arashi)
けるら(ken-rashi) (けらし keshi)
(二) 波行子音 h、又は加行子音 k、良行子音
r は、發音の便宜上、省かれることが多い。
h 音の省かれる例。

ははき(簪) hahaki (はちち hachchi)
う(上) uhe (うえ ue)
たひ(鯛) tahi (たい tai)
おもひ(思) omohi (おもひ anou)
しほ(鹽) shiho (しお shio)
k 音の省かれる例。

つきたち(朔) tsuki-tachi
ちやちひ(幸) saki-hahi (ちやちひ sai-hai)
ちやちひ(后) kisaki (ちやちひ kisai)

いたく(太痛) itaku (いたう itau)
r 音の省かれる例。
くすり(藥師) kusuri-shi
(くすり kusu-shi)

のりたまふ(宣) nori-tamahu
(のたまふ notamahu)

かへる(蛙手) kaeru-te (かへて kahede)
(7) 二語以上が集つて、熟語をつくる場合に、
其中の一語の母音が、他語の母音を、全く同
化するか、若しくは自己に近い性質の母音に
代へることがある。

きの(木葉) ki-no-ha (きのほ konoha)
ひの(火穗) hi-no-ho (ほのほ honoho)
あれなみ(荒波) are-nami
(あらなみ aranami)

(8) 鼻音 n・m、又は促音の次に、母音又は和行
音、又は和行音が来る時は、その餘聲が母音
に及んで、これを奈行・麻行・多行音に代へる
ことがある。これを連聲といふ。これは、促音
又は鼻音から、直ちに母音に移ることは、その
變化があまりに急激であつて、甚だ發音がし
にくいからである。

ぜんあく(善惡) zen-aku (ぜんまく zennaku)
しんい(眞悲) shin-i (しんに shinni)
いんえん(因縁) in-en (いんねん innen)
あんをん(安穩) an-on (あんのん annon)
さんよう(算用) sar-yo (さんによつて sanryo)
りんえ(輪廻) rin-ye (りんね rinne)
さむゐ(三位) san-wi (さむみ sammi)
てんわう(天皇) ten-wau (てんなん tennan)
け(えき) 關接 ketsu-eki (けつて ketteki)
ほ(い) 發意 hotsu-i (ほいち hotchi)

(9) 二語(多くは名詞)が合して、熟語となると
き、下になる語の頭音が s・sh・t・ch・h・f
であると各音が濁る場合がある。之を連濁と
いふ。

たにかは(谷川) tani-kawa
(たにかは tanigawa)

きき(木木) ki-ki (きき kiki)
やまた(山田) yama-ta (やまた yamada)
(10) 音 便 發音の便宜によつて、原音を他の
音に變化させることがある。これを音便とい
ふ。この時その原音の假名を書き更へるもの
である。

「咲きて」を「咲いて」、「漕ぎて」を「漕いで」
「惜しきかな」を「惜しいかな」
これをイ音便といふ。

なほ國語調査委員會では、口語にサ行のイ音
便を使はない様にした。

「歌ひて」を「歌うて」、「従ひて」を「従うて」、
「全くす」を「全うす」
これをウ音便といふ。この假名を用ゐる。
國語調査委員會では、口語にハ行のウ音便を
用ゐないで、促音便を用ゐる定めにした。

但し、「請ふ」、「問ふ」、「給ふ」は例外とする。
「讀みて」を「讀んで」、「死にて」を「死んで」
「飛びて」を「飛んで」、「盛りなり」を「盛んな
り」

これを撥音便といふ。この場合には、「ん(ん)」
の假名を用ゐる。なほ此の場合には、總べて
「て(て)」、「た(た)」、「たりたり」は濁音となる。
「打ちて」を「打つて」、「取りて」を「取つて」
これを促音便といふ。この場合には、「(っ)」、「
の假名を用ゐる。

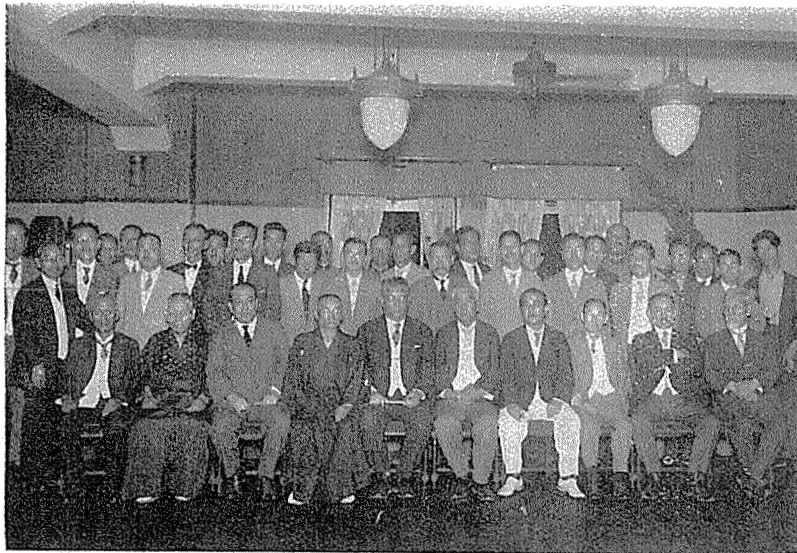
五、アクセント

一、アクセントの性質

音聲を観察する時、往々にして文字ばかりによる弊に陥ることがある。もと固定性を持つてゐる文字は決して精確に音聲を寫し得るものではない。言語を組織してゐる音聲は、「は」とか、「し」とか云ふ二つの音が孤立的に相並んでゐるだけのものではない。「はし」といふこの言語は、「ハシナリ」などといふ五つの音が連続的に發音されるものである。しかしそれもただ單に連續的に發音されるといふばかりではない。hとaとの間、sとhといふとの間の結合は、hとshiとの結合よりも不離緊密である。hshiがそれぞれ音節を構成してゐると見られるのは、これ等の子音と母音とが相結合して一團となりおのづから、他の一團との間にはつきりした限界を立ててゐるからである。しかしその限界といふものも、同一語の中にあつては、相異なる語と語との間に於ける限界程明かでない。同音節間の結び付きには一音節と云ふ意識が伴ひ、同語間の結びつきには、一語といふ意識が随伴して來る或意味を有つて居る一團の音には、かういふ意識が伴つてゐるのであるが、その一團の音は、すべてが同じ高さ・強さ・長さでもつて發音されるものではない。「はし」といふ一團の音は、「箸」「橋」などの意味をあらはすところの國語であるが、同じく「はし」であり「ハシナリ」ではあるが、「箸」の意味を表はす場合の「はし」と「橋」の「はし」と、「端」の「はし」とは發音が一樣ではない。箸の時の「はし」「は」の方が「し」の方より少し高く發

音される。同様に「橋」の「はし」「は」の方が「し」より低く發音される。又「端」の「はし」は「は」「し」も同じ高さで發音されるのが東京語の發音習慣である。若しもこの關係を誤れば、言語は通じない。かやうに或る言語に固定的のものとなつてゐる高低關係は、必ずしも何れの地方でも同一ではない。前例について見ても、京都語では「箸」「はし」の方が高く、「橋」は「は」の方が高いといふやうな相違がある。しかし東京語だけでは京都語だけではそれは動かかないのである。

かういふ音の高低關係以外に、場合によつては音の強弱・長短の關係も發音の上にあはれて來る。そしてそれ等の關係は、實際の言語の上には、か様に明かにあらはれてゐるのに、我々は文字の上ではこれを區別しては居らぬ。しかし實際の言語を観察し、又生きた言語を用ゐる場合にはこの點についての注意を怠つてはならぬ。



鳥賀陽博博士監修別會紀念攝影

これ等の關係のうちで、わが國語に於ては強弱・長短の關係は、場合によつて變るもので、その言語の主要條件の一部とはならぬが、かの音の高低關係は、言語を表はす主要條件の一つであると云はねばならぬ。か様な高低關係が、言語の固有の性質の一部分となつてゐるのは、獨り我國語ばかりではない。ヨーロッパ語のうちで、スエーデン・ノールウエー・ロシア等國語が我國語と同様に音の高低關係を言語の主要成分の一つとして居る。

かく言語の上の二つ以上の音節が連つて發音される時、その或るものが他のものよりも高く、或は強くひびくことがある。その高低・強弱の關係がアクセントと呼ばれる。だからアクセントは本來一種の關係を示す名稱たるに外ならないが、普通に某語にアクセントがあるなき場合のアクセントは、その語のうちの高まり又は強さをさしていふのである。してそのアクセ

ントには、高まりのアクセントである高低アクセントと、強まりのアクセントである強弱アクセントとの二種別がある。或地方・或社會の言語には、性質や程度の相違こそあれ、自然にアクセントを持つてゐる。そのアクセントには、一定の型があるのである。

國語のアクセントは一般に現今では、高低アクセントであるといふことが認められて居る。高低アクセントとは國語音聲の高低の差が固定してゐることである。國語に於ても音の強弱(大小)の變化がある。多くの場合、高さの變化と或程度の一致を以て、強さの變化が現はれる。音の高い部分が同時に強くなつて居るといふことがある。併し或る言語に於ける強さの關係は、常に不變ではないが、之に反して高さの關係は常に不變である。

音の強さ・高さは、何を意味するかといふに、前にもいつた如く之を音響學的にいへば音の強さは、發音體の振動によつて生ずる音波の振動の幅の大小に比例するものであり。音の高さは、その音波の振動する速さに比例するものである。これを實際の音聲について分り易くいへば、普通の大聲とか小聲とか云ふのが強さで、調子が高いとか低いとかいふのが高さである。

二、アクセントの型

いま東京語を標準として考へると、そのアクセントの型は、高低の差を上・中・下の三つに分けて、單語に固したもので、一音節の語には、下型(例へば、胃・茶・戸)と、上型(例へば、目・手・田)の二種があり、二音節語には、中型(例へば、鈴・下駄・舞)と上中型(例へば、二三頁へ續く)

陪審本質論

法學博士 武田宣英

第一章 陪審の定義及種類

第二章 陪審の本質

第三章 我邦陪審の本質

第一節 陪審證據説

第二節 陪審手續説

第三節 陪審裁判官説

第一項 歴史的根據

第二項 立法的根據(其一一其九)

第三項 立法的反對論根據(第一條及第九五條)

第四項 陪審制度と憲法との關係

第一陪審違憲論 第二陪審非違憲論

第三妥協的立法論

第五項 陪審評決の效力

第六項 結 論

先づ陪審の定義及種類を述べることに依て問題の範圍を明にし、次に陪審の本質如何に付歴史的概觀を與ふることに依て豫備的説明を爲し、最後に我邦陪審の本質如何を論究せんとするのである。

第一章 陪審の定義及種類

我邦に於て陪審と云ふ語は二様に使用せられてゐる。第一義は陪審の定義種類沿革等と言はるる如く陪審制度と同一義を意味し、第二義は陪審の構成陪審の評決等と謂はるる如く個個の陪審員に對する集合體を意味する。今茲にては第一義に従ひたるものである。

第一義に於ける陪審なる語は亦廣狹二義に解することを得る。廣義の陪審とは官吏に非ざ

る者をして宣誓の上、官吏と別個に又は共同に、單なる事實問題若くは事實及法律問題を判斷せしむべく、一定の公務に關與せしむる制度である。狹義の陪審とは官吏に非ざる者をして宣誓の上、官吏と別個に單なる事實問題を判斷せしむべく、一定の刑事裁判事務に關與せしむる制度である。

斯の如く陪審なる語は廣狹二義に解することを得るのであるが、私は今暫く廣義に從て論述を進めようと思ふ。廣義の陪審は之を分析して四個の要素を得る、第一官吏に非ざること、第二宣誓せしむること、第三問題を判斷せしむること、第四一定の公務に關與せしむることはである。前二者は靜的要素であり、後二者は動的要素である。即ち官吏に非ざること、宣誓せしむることは靜的要素であるが故に、陪審の分類に際し其最高類より最低種に至るまで、何等變更を許さざる狀態に於て内在することを要する。之に反して判斷の目的及方法並に其關與すべき公務の種類如何は動的要素なるが故に常に變動あり得べく、而して其變動に應じて陪審の種類名稱を異にする。陪審に廣狹二義あるも畢竟此要素の變動に外ならぬのである。

それ故に私は陪審の定義を分析し、之に依りて得たる動的要素を標準として陪審の分類を試みようと思ふ。第一は其判斷の目的及方法如何である。判斷の目的に事實問題あり法律問題あり罪責問題あり、刑罰問題あり、判斷の方法に判事と別個に之を爲すあり共同に爲すあり。問題を事實問題乃至罪責問題と、法律問題乃至刑罰問題とに分ち、而して判事と陪審員との間に權限を分ち、陪審員をして前者

を判斷せしめ、判事をして後者を判斷せしむるものを狹義の陪審或は單に陪審(Jury)と云ひ。其權限を分たす素人と裁判官と同一體と爲りて總ての問題を共同に判斷するものを參審(Schöffen)と云ふのである。第二は陪審の關與すべき公務の種類如何である。公務に行政事務あり司法事務あり、司法事務に民事事件あり刑事事件あり、各之に應じて行政陪審司法陪審民事陪審刑事陪審等の名稱が與へらるるのである。

此の如く廣義の陪審は參審(Schöffen)をも包含するのであるが、我邦の陪審は之を除外したる狹義のものに屬する。又其狹義のもの即ち或る意味に於ての廣義の陪審(Jury)は行政陪審司法陪審をも包含するのであるが、我邦の陪審は司法陪審に屬する、而かも司法陪審中、民事陪審を除外したる刑事陪審である。

世には刑事陪審を起訴陪審(大陪審)と公判陪審(小陪審)とに區別する者もあるが、私は上叙の如く陪審(Jury)を行政陪審と司法陪審とに區別し、而して區別の標準を民刑訴訟事件の事實の争點の決定に關與するもの(司法陪審)と、其他の事項の決定に關與するもの(行政陪審)とに定めたのであるから起訴陪審は行政陪審に屬し、司法陪審の一分類たる刑事陪審より除外されたのである。

人は一口に陪審は近代文明諸國共通の制度なりと稱するも、實は陪審の中單に刑事陪審(公判陪審)のみ近代文明諸國共通の制度なりと云ふべきである。廣義の陪審の中參審(Schöffen)は獨逸其他二三ヶ國に於てのみ行はれ又或る意味に於ての廣義の陪審(Jury)の中行

政陪審の全部(大陪審、檢屍陪審、胎兒陪審、白痴陪審等)並に司法陪審の中民事陪審は英法系諸國に於てのみ行はれ、而して殘るところの刑事陪審(公判陪審)のみ普く文明諸國に行はるる共通の制度であるのである。

第二章 陪審の本質

陪審の本質如何の問題は歴史的には決つて居る。陪審の歴史を釋する者は古代の人民裁判に遡りて之を究むるのであるが、古代の人民裁判と近代の陪審制度と其處に一貫したる或ものを發見し得らるべきであるとは云へ、近代陪審制度は直接其流れを酌みたるものに非ざるは明瞭なる事實なるが故に、近代陪審の本質如何の問題に付ては之に遡るの必要ないのである。

近代陪審制度は其源をフランク民族の推問手續(Inquisitio)に發したることは殆んご今日の定説である。推問手續とは係争物所在地の住民中名望あり且事實を知れりと認むる者若干名を呼出し、宣誓を爲さしめたる上之を推問するの手續にして、カール大王(七六八年一八一四年)が前朝以來私人に横領せられたりと思惟する王室の料地を回復せんとするに用ひたるに始まり、後には身分租税等に關する事項にも適用し、最初には單に國王の特權たりしものが後に例外的に國庫寺院又は諸侯にも或る制限を附して之を用ふることを許したる如くである。裁判に呼出されたる被推問人は係争事實を知り居るか又は少くとも之を知れりと認めらるべき者たることを要し、其員數には制限なきも成る可く多數にして且信用するに足るべき人物たることを要したので

ある。而して裁判官は此等の人物を自ら選定し召喚したのである。故に此手續に依れる被推問人は官選證人たるの性質を有したのである。

カール大王の死後殆んぎ百年、ノルマンの酋長○○(九一一年—一三三年)がノルマンディー侯と稱してフランクの一部を領したる後、既に其領土内に行はれるたる推問手續を繼承し益其應用の範圍を擴めたることは、察するに難からざることである。而して其後系ノルマンディー侯ウイリアム、即ち後の英王ウイリアム一世(一〇六六年—一〇七七年)が新領土の英國に於て政治を行ふに當り、本國と新領土とは民族を異にし、又其社會狀態を異にし、殊に同王が封建制度を創設せんとする必要よりして之が應用の度は更に多きを加へ、盛に行政上の目的の爲に之を利用したることは明なることで、かの有名な土地臺帳(Domesday Book)の如きも此手續應用の結果に外ならぬと云ふことである。

斯様にして英國に於ては其初め主として行政事務に用ひられたる推問手續は、國王が其收入を増す爲に私人間の訴訟の場合に特に之を許すに至りたる、又英國古代の裁判方法は古代日耳曼の其れと同じく、當事者の宣誓(oath)決闘(Battle)及クガタチ(Ordeal)であつて、中にも決闘に依つて曲直を決する裁判法の如きは殆んぎ常法となつてゐたので、此の如き野蠻なる、裁判方法が日を追うて不人望となり、推問手續を以て之に代へんとするに至りたるは自然の勢なるとにより、國王の特許の下に漸次私人間の訴訟の場合に之を用ふることを許したるに至り、遂にヘンリー

二世(一一五〇年—一八九年)のクラレンドン並にノーザンプトンの法律(Assize of Clarendon, 1166 and Northampton, 1176)に依り普く一般の裁判に利用することを許すに至つたのである。

之に付故稹博士も亦國王の特許に依らずして推問手續を以て英國在來の裁判方法に代ふるに至りたる端緒をヘンリー二世の法令に依る大誓證人(Grand assise)及 占有誓證人(Possessory assise)であるとし而してアツサイズ assise を法律に依り訴訟の争點たる事實に關する一定の問題に答ふる爲呼出されたる隣人の一體を云ふものであると定義されたのである(國家學會誌二四卷三號三九八頁以下)。

アツサイズに依る裁判方法が英國在來の野蠻なる裁判方法に優ること普く承認せらるるに及び、訴訟當事者は成る可く決闘其他に依る裁判方法を避けんことを試むるに至つたのであるが、然るに其當時アツサイズが答ふべき問題は訴訟の主たる争點且は法律に依り定りたる問題に制限されて居つたので其他の問題に付ては依然として在來の裁判方法に依らざるのであつた。茲に於て訴訟當事者は合意に依り其他の問題に付てもアツサイズの如き方法に依つて之を決定せんことを請求し、裁判所も亦之を許し十二人の隣人を呼出し宣誓の上之を決定せしむるの慣例を開くに至り、而して此慣例に由る裁判方法に依り呼出された十二人の一團をジュラタ(Jurata)と稱し、十二世紀の末頃に始まり、初めは主として侵害訴訟(Action of trespass)に、後には總ての新式訴訟に用ひられ、年を経るに従て、益廣く行はれ、全く在來の裁判方法を驅逐し、

同時にアツサイズに代り終に今日のジュリー(Jury)の直接前身と爲るに至つたのである。斯くの如くにして英國最初の陪審たるアツサイズ又はジュラタは町村に知れ渡りたる公知の事實に付専ら自己の見聞に依り問題の斷定を爲したのであつたが、即ち全く證人たる性質を有してゐたのであつたが、それが如何にして裁判官の性質を有する陪審と爲るに至りたるか。社會の進歩するに従ひ町村に知れ渡りたる公知の事實のみを以て足れりとせず、個人的關係に依つてのみ知り得られたる特別の事實を知れる者の證言をも必要とするに至り、殊に證書の眞否に付争ある場合に於ては其眞正なることを證明する爲に證書證人をも呼出し陪審の面前に於て之を之を訊問したることは實際の必要上風に行はれたるところで

此慣例は漸次種種の證人にも適用せられ陪審の面前に於て證人を訊問すること多きに及び陪審は漸次他の證人の證言をも基礎として事實の判斷を爲すに至り、此點に於て既に陪審は特別證據に對する裁判官たるの性質を有したので、ブルネルも亦此協合を以て證人的陪審(Bevelling)が審判的陪審(Trial jury)に進化したる第一階梯なりと推斷して居る。斯様にして陪審は證人兼裁判官たる混合的性質を併有するに至つたのであるが、其時期如何に付てはブルネルは陪審の面前に於て證據を取調ぶるの例を開きたるに基くものとし而して斯る例は既に十四世紀の中葉に於て之を觀ると説明して居る。ヘンリー四世(一三九九年—一四一三年)の時代に於て陪審が一面證人たるの性質を有し他面裁判官の性質を有したることは明なる事實であるが、陪審は

尙ほ未だ證人たる性質は之を失はざるが故に若し不當の評釋を爲したるときはアツティント(Attaint)なる手續に依り準偽證罪として處罰せられたることもあつた。而して陪審が全く證人たる性質を失ひ純然たる裁判官となるに至りたるは、一六五〇年の法令を以て此兩性質が、同一人に併立し得べからざること明にしたるに依り確定したるものと云ふべきである。該法令以後陪審は單に公廷に現れたる證據のみに基き評決を爲すべく、個人的に知り得たる事項は、之を評議の際報告すべきものに非ずして、公判の際證人として供述すべきこととなり、全然證人的性質を否定して單に裁判官的性質を保留されたのである、(Brunner, Die Entstehung der Schwurgerichte, s. 436 ff.)

如上の徑路に依り英國に於て發達し、證人の性質を有するものより漸次裁判官の性質を有するものへと進展し又一面政事的意義に於ては英國國民の自由の守護神とまで謳はれたる陪審は一七八九年の佛革命と共に(實は一七九一年九月一三日の憲法に於て)佛國に輸入せられ、次で獨逸革命と共に(一八四八年五月一八日フランクフルトに開かれたる獨逸聯邦委員會に於て)同國に、續て奧匈其他の諸國に採用せられ、今や歐洲大陸諸國中全く之を採用せざりしものは獨り土耳其あるのみである。而して我邦に於ても大正十二年(一九二三年)四月一八日法律第五〇號を以て陪審法を發布し、既に其一部は施行せられ、將に本年一〇月を期して其全部を施行せられんとするのであるが、之に付ても我邦陪審の本質は果して如何であるか、章を更めて次に之を論

じようと思ふ。

第三章 我邦陪審の本質

我邦の陪審は如何なる性質を有するか、之に付ては陪審は證據なりとの説あり、陪審は證據に非ず陪審と云ふ手續なりとの説あり、而して之に對して私は陪審は裁判官なり、少くとも裁判官の性質を有するものなりと主張するのである。

第一節 陪審證據説

訴訟には訴ふる人訴へらるる人即ち訴訟當事者と、之を裁判するもの即ち裁判所とがある。そうして裁判官が判斷をするに付て種種複雑した訴訟の手續が起るのであるが、結局原被告雙方は各自の主張を確める爲に證據を提出し裁判官は判斷を促す爲に證據を集めるといふのであつて、即ち當事者と裁判官との外に證據があるのみである。陪審といふものは其中の何れに這入るか裁判官であるか、裁判官でないかといふ議論はあれども、當事者であるか、當事者でないかといふ議論はない、即ち裁判官であるか證據であるか此二より外に議論はない。獨逸の參審なきは立派な裁判官である。然れども陪審は參審とは全く違つたものであるから證據の中に入れねばならぬと思ふ、裁判官が陪審に拘束されてゐないならば證據に拘束されてゐるならば、證據でなくて裁判官であるといふ議論は通じない議論である。古來證據で裁判官の權限を狭めてゐるのは澤山ある。裁判官を拘束しても拘束しなくとも證據は何處までも證據である。歴史上左様になつて居るのであるから、陪審はさうしても證據の中に入れなければならぬと思ふ（松室博士の説に由る）。

第二節 陪審手續説

陪審證據説は傾聴すべき學説ではあるが、之を以て學者間の通論なりとすることに論がある。刑事法研究者間の通論としては、陪審の答申は單に手續上の關係に過ぎないといふ



千里山政經學會主會武藤山治氏講演會紀念攝影

訟當事者と證據方法と裁判官と三に分つべきものであるが、陪審の本義に觸れるところの特別の訴訟手續に於ては、必しも通常訴訟手續と同じになすべき關係でなければならぬといふ道理はない、即ち訴訟當事者と證據方法と陪審と裁判所と四あるのである。さういふ次第で陪審を證據方法でないとすれば、さういふ手續であるかと云へば、即ち其れが陪審手續といふ一個の訴訟手續であるのである（林博士の説に由る）。

第三節 陪審裁判官説

陪審を一個の訴訟手續なりといふに對しては素より何人も異存のあるべき筈はない、唯此説は訴訟手續としての陪審は如何なる性質を有するかの間に對しては一も觸れざるものである。又陪審を證據なりとするの説は我刑事訴訟法に於ける自由心證主義を改めざる限り説明困難であるとの批評もある（河村博士陪審法審議編一四二二頁）、又此説は陪審は裁判官に非ずといふことを前提としてゐるが故に、此前提が成立せざるに於ては自然と崩れるのである

第一項 歴史的根據

我邦の憲法解釋上裁判官は官吏たる地位を有するものなることを必要とするや否やに付ては、或は獨逸のリヒテル（Reich）の語かライエンリヒテル（Lairichter）と用ひられてゐる如く、我邦の憲法第二四條の裁判官なる語も必しも官吏たる地位を要求

するものでなく、裁判權の行使に當る者を總稱すべきであると解し。又或は憲法第一〇條に規定せる天皇官制大權に對し、同條但書に依り別に法律を以て特例を設け得ることになつて居るのであるから、縱令裁判官を以て暫らく官吏なりと解するも、其就任は必しも任命なる形式に依るを要せず、陪審員の如きものを選舉又は抽籤に依るべき旨を法律に規定して毫も差支ないとの説もある。其は兎も角も私は今茲にては憲法上の裁判官の意義を論ずるの必要はないと思ふ。陪審は裁判官なりや否やに付ての裁判官の意義は歴史的に決つて居る、即ち前章に述べたるが如く陪審は最初是自己の見聞したる事實を陳述したるもので、單に事實の證人たる性質を有するものたるに過ぎぬのであつたが、それが段段發展して自己の見聞のみに依らず他人の證言に依つても援けられ、而して後には専ら他人の證言又は其他の證據に依つて事實を判斷するところの裁判官の性質を有するものたるに至つたのである。此の如く陪審の本質は證人の性質を有するものより漸進發展し裁判官の性質を有するものたるに至つたのであるが、之にも拘らず本來の裁判官の裁判權は依然として存立し、陪審の性質變更の爲に毫も侵蝕を受けざるのである。之を要するに陪審の本質を論ずるに付ての裁判官なる意義は歴史的に定まりたるもので、而して其歴史的意義は専ら他人の證言乃至其他の證據に依り事實を判斷するものなる點（單に自己の見聞に依り事實を陳述するものなる點に對し）に存する。其國家の任命したる官吏なると否と、又其判斷が

（二十二頁に續く）

學 內 報

役員會開催

六月十四日午後六時から、堂島ビルディング清交社に於て役員會を開催、松本前學長に記念品贈呈の件その他の諸事を議した。

協議員會開催

六月九日堂島ビルディング清交社に於て協議員會を開催し、本學専門部學舎建築設計成りたるに付來る二十九日建築委員會を開き請負人を選択するの件その他に就いて協議した。

學則一部改正

本誌第五十九號に一部所報の通り、豫て本學専門部學則を改正し、文學科卒業生に對し、中等學校國漢文科及び英語教員無試験檢定の資格特典を得せしむる爲に、文學科を分ちて第一、國漢文專攻科、第二、英文專攻科となす件に就ては、本年四月二十六日附大事二六號を以て文部省より認可された。依つて本學に於ては直ちに諸般の設備を整へ去る六月一日より之が實施をなしてゐる。右學則改正に伴ふ特典に就ては、現在在學中の二、三年學生にも均霑せしむるやう特に増山事務理事上京中之が交渉に當り、文部當局に於てもほほ右の如き諒解の下に認可ありし模様である。左に改正成りし學科目課程を掲ぐ。

専門部文學科

第一、國漢文專攻科

第一學年

實踐倫理 (每週授業時數)

教育學史

一 二

國語 (講讀、文法、作文修辭學、國語學)

一〇

漢文 (講讀、文法、漢籍解說)

一〇

英語

二〇

心理學

二〇

日本史

二〇

法學通論

二〇

合計

三二

第二學年

倫理學

二〇

教育學

二〇

國語 (講讀、文法、作文、國語學、文學概論)

一〇

漢文 (講讀、作文、文法、漢文學史、儒學史)

一〇

英語

二〇

論理學

二〇

東洋史

二〇

經濟原論

二〇

合計

三二

第三學年

倫理學史

二〇

教育法令及教授法

二〇

國語 (講讀、國文學史、文學概論、有識故實)

一〇

漢文 (講讀、作文、儒學史、漢文學史)

一〇

英語

二〇

哲學概論

二〇

西洋史

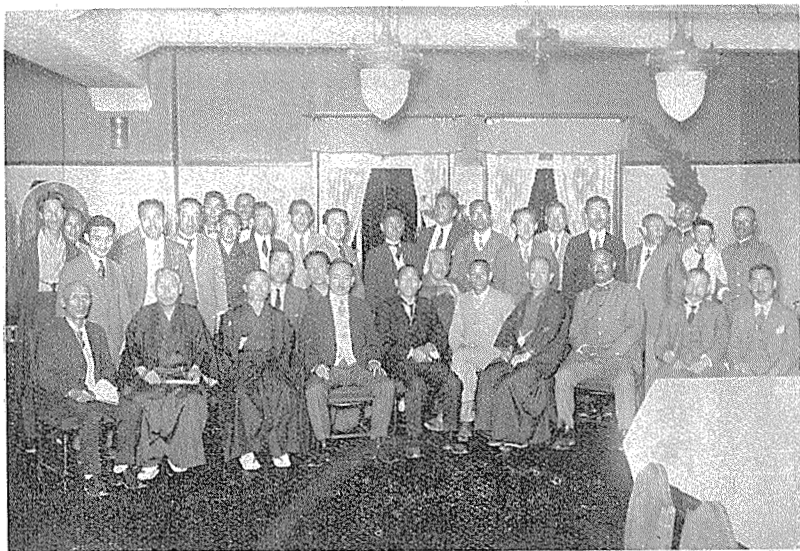
二〇

憲法

二〇

合計

三二



千里山學報寄稿家招待會紀念攝影

實踐倫理

二

教育學史

二

英語 (講讀、文法、作文、書取、會話)

一八

國語、漢文

三

心理學

二

教育學

二

英語 (講讀、文法、作文、修辭法、言語學概論)

一八

國語、漢文

三

論理學

二

東洋史

二

經濟原論

二

佛語又ハ獨語

二

合計

三二

第三學年

倫理學史

二

教育法令及教授法

二

英語 (講讀、文法、作文、英文學史、英語史)

一八

國語、漢文

三

哲學概論

二

西洋史

二

憲法

二

佛語又ハ獨語

二

合計

三二

教員囑任

今回左の諸氏を本學教員に招聘した。頭書はその擔當學科である。

専門部

東洋史、實踐倫理、國語

文學士 一 海景宥氏

漢文

熊澤猪之助氏

第一學期試驗施行

本學年第一學期試驗左の通り施行せられる豫定である。

大學豫科

自七月六日至七月十四日

専門部

自七月十八日至七月二十日

第一學期授業終了

本年度第一學期授業左の通り終了した。

學部各科各學年 七月十四日限
大學豫科各學年 七月三日限
專門部各科各學年 七月十四日限

本學圖書館開館

豫てより工事中であつた本學圖書館は愈竣工し館内飾付その他の備品も整ひたるを以て六月廿一日より開館し、本學學生に入館を許可した。

孰れ期を見て、關係者一同を招待し、竣工披露設備萬般を紹介する運びとなつてゐる。

第六回夏期語學講習會

本學第六回夏期語學講習會は例年の如く左記の通り福島學舎に於て開催せらるることになつた。

一會期 自七月二十一日至八月十日

二聽講者 男女を問はず入會を許し、女子聽講者の爲めには特別席を設け、尙その數多き時には別に女子部を置く。

三組 織 英語、佛語、獨語の三科を置き、

英語科は中等學校卒業以上の素養ある者を佛語及獨語科は何れも初學者を收容す

四授業時間 各科共午後六時より八時まで

五課程 英語科——譯解、會話、

佛語科——發音、譯解、文法

獨語科——發音、譯解、文法

六講師 本學專任教員中左記諸氏が擔任される。

英語科 教授水谷揆一氏、講師平井淳一郎氏

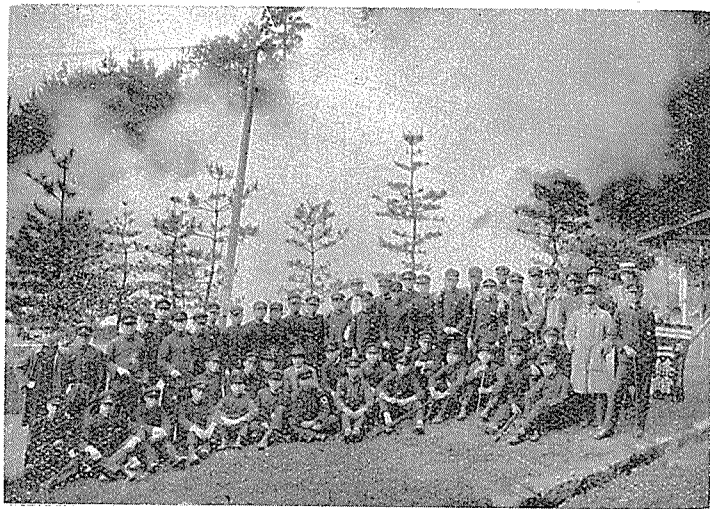
佛語科 講師 賀來俊一氏

獨語科 教授 向軍次氏

本學學生運動部選手宣誓式

本年度學生運動部各部選手宣誓式が、本學昇格記念日に當る六月五日午前十時より、講堂に於て舉行された。

増山專務理事、學長代理として式に臨み、選



行一行旅學修學業商二第附隨ルケニ府開

手代表、森田忠雄君の提出した宣誓書並びに宣誓文を受け、次いで大略左の如き挨拶をするところがあつた。

健全なる精神は健全なる身體に宿ると言ふ

古諺の如く、古今東西を問はず世に爲すあ

るの人物は皆勇敢に行動せる者で、勇敢なる行動は實に健全なる精神に基き、剛毅果

敢なる氣風の涵養は身體の健全に根ざすものと言はねばならぬ。茲に運動の意義生じスポーツの提唱始まる。然しながらスポーツマン・シツプなる言葉は一人スポーツマンのみに獨占さるべきに非ず須く何人も、眞摯なるスポーツマン精神に生き、細心、勇敢且つ確固たる信念の下に行動するの氣風を作興し、やがて世に出でて大成すべきである。尙特に附言したきは、スポーツのみに傾きて、學業に怠ることなきやう希望して止まぬ次第である。學業と運動と兩兩相俟つて、初めて健全なる精神を養ひ得べく、以つて圓熟せる思想と、豊富な智識と更に、剛毅勇敢なる活動力を加へて、活社會に出てて大業を爲し、邦家社會に貢獻すべきである。

次いで、小泉教授は各部部长を代表して一場の挨拶をなし、水谷教授、大立目講師、板津軍事教官それぞれ挨拶、所感を述べるところあり、正午閉式した。

教職員の學長歡迎會

本學教職員有志は六月七日大阪ホテルに於て仁保學長歡迎會を開催し、旁去る五月十日學長より招待を受けしに對し謝意を表すところがあつた。因に當日の出席者は左の通りであつた。

岩崎卯一、原田鹿太郎、豊岡佐一郎、大立目重虎、野口正造、金井正夫、加藤金次郎、賀來俊一、河村信一、賀屋俊夫、吉田一枝

武内省三、武田鼎一、辰巳經世、田邊信太郎、武田藏之助、中谷敬壽、向軍治、野村次夫、矢口孝次郎、正井敬次、増山忠次、高橋爲一郎、藤澤章次郎、古川武、小原幸治、齋藤常三郎、水谷揆一、森下政一、喜多村桂一郎、矢島彪、香坂次郎、板津直俊、松山藤雄、田川七郎、松崎義盛、平井惇一郎、桂忠雄以上諸氏(順序不同)

烏賀陽講師送別會

前號所報の如く本學講師烏賀陽然良氏は來る八月初旬文部省の命に依り渡歐されるに就き六月二十一日午後六時半より清交社に於て、本學關係者相寄り送別會を開催した。デザートに入り喜多村專務理事は會者を代表して送別の挨拶を述べ、烏賀陽講師これに答ふる辭あり、次いで増山專務理事の提稱にて烏賀陽氏の爲に乾杯し極めて盛會裡に散會した。因に當夜の出席者は左記の通りであつた。

板垣不二男、岩崎卯一、大鐘彦市、川崎齊一郎、吉崎龜之助、垂水善太郎、武内省三、山口房五郎、増山忠次、喜多村桂一郎、磯部喜一、原田鹿太郎、本莊鐵次郎、大立目重虎、金井正夫、辰巳經世、武田藏之助、向軍治、野村次夫、野口正造、矢島彪、古川武、小泉幸治、齋藤常三郎、水谷揆一、新町徳之、平井淳一郎、森下政一、高橋爲一郎、香坂次郎、板津直俊、賀來俊一、松崎義盛、松山藤雄、桂忠雄、木戸卯之助、田川七郎、以上諸氏。

千里山學報寄稿家招待會

六月十七日午後六時より堂島ビルディング清交社に於て、本誌創刊六周年を機とし、從來

直接間接に本誌の爲に御援助を賜はつた、本學教職員を招き晚餐會を催はした。

増山事務理事の挨拶、森川學報局主任の挨拶等があつて、各自學報に關する懇談を交へて同七時過散會した。

因に從來編輯者として専ら本誌を主宰して來た森川太郎氏は此度一身上の都合によりこれを機會としてその職を退くこととなつた。

尙當日の出席者は左の諸氏であつた。

増山忠次、垂水善太郎、大鐘彦市、山口房五郎、岩崎卯一、小泉幸治、加藤金次郎、河村信一、水谷揆一、中村鄧次郎、新町徳之、本莊鐵次郎、森下政一、豊岡佐一郎、野村次夫、高橋爲一郎、武田鼎一、武内省三、野口正造、香坂次郎、板津直俊、矢口孝次郎、辰巳經世、矢島彪、神宅賀壽恵、田邊信太郎、賀來俊一、藤澤章次郎、松山藤雄、木戸卯之助、桂忠雄、松崎義盛、田川七郎、森川太郎、霜村盛郷、以上諸氏。(順序不同)

岩崎教授九州大學講師に囑託せらる

本學教授岩崎卯一氏は本年四月より九州帝國大學講師に囑託せられ法文學部に勤務を命ぜられた。因に同氏は社會學の中社會學史を擔任の由である。

教職員動靜

講師大立目重虎氏、今回左記へ轉居された。

三島郡千里村山ノ谷

山本順應氏、今回住所を左記へ移動された。

市外千里山住宅楠町八號地

講師河村宣介氏、過般御舍弟が逝去せられた

謹んで弔意を表す。
講師野中轍氏、六月二十五日嚴父六郎氏が逝去された由謹んで弔意を表す。

舊講師動靜

森本 泉氏、東京市外代々木山谷九二番地に轉居された。

西岡國吉氏、名古屋控訴院判事より名古屋地方裁判所部長判事に榮轉された。

附屬關西甲種商業學校彙報

思想善導に關する講演會 六月九日午前十一時より旅順決死隊參加軍人加藤巧司氏を聘し愛國思想鼓吹に關する講話を約二時間に亘りて全校生徒聴講す。

野球部の活動 大阪府下中等學校選抜野球大會に本校野球部は、その推薦を受け六月二日午後三時より大鐵藤井寺球場にて浪華商業と對戦六A對五にて勝ち翌四日前日の勝者京阪商業と對戦八對零にて大勝す。

六月十八日優勝戰にて中學側優勝者市岡中學と商業側優勝者本校と對戦六對七にて惜しくも破らる。

國民精神作興講演會 六月二十三日午前十一時より皇明會主事元陸軍教授四宮知常氏を聘し全校生に對し國民精神作興に關する講話を聴聞せしむ。

第一學期試驗開始 七月十三日より定例により第一學期試驗開始す。

夏期水泳練習開始 七月廿一日より甲子園濱に於て晴天十日間水泳練習を開始す。

山岳部日本アルプス登山 八月一日より約十日間の豫定にて日本アルプス及奥日本アルプスの富士五湖めぐり其他全部五班に分ちて舉行す

音樂部演奏會 六月十三日夕より市内大寶小學校に於て大演奏會を行ふ。

野球部夏期練習 野球部員一同は休暇々千里山に合宿猛練習を行ふ。

會誌發行 昭和參年度第一輯菊版百二十頁會誌は七月二十日發行す。

野球部遠征 六月十七日和歌山商業の招きにより遠征接戦十一合六對五にて凱歌を奏す。

附屬第二商業學校彙報

職員會議開催 去る六月二日午後三時より、職員會を開き左の諸件を議した。

一、始業時間に關する件

一、教員規定に關する件

一、級長、副級長、和服着用許可者、風紀係徽章制定に關する件

本校主催全關西中等學校優勝辯大會 六月十七日午前十時より中之島中央公會堂に於て第四回大會を開催全關西より四十餘校の参加を見聴衆堂に満ちて極めて盛會であつた。審査の結果優勝校は左記の通りであつた。

一等賞 神戸第一神港商業

二等賞 大阪天王寺商業

三等賞 兵庫縣中外商業

職員會議開催 六月二十三日午後四時より職員會開催、左の諸件に就き審議した。

一、第一學期終業期日

一、學期試驗施行日、その他

一、職員規定の件

第一學期授業終了 七月十四日を以て第一學期授業終了日と決定した。

第一學期試驗施行 七月十六日より同二十一日に亘り學期試驗施行。

(七頁より續く)

へば、箸・海鵲)と下上型(例へば、橋・蘭・蚤)の三種がある。三音節には、下中中型(例へば、體・位・團子)と、上中中型(例へば、親父・天氣・金魚)と、下上中型(例へば、朝日・米屋手本)と、下上上型(例へば、女・火消・鼓)の四種がある。四音節では、下中中中型(例へば、親指・夕方・石垣)と、上中中中型(例へば、挨拶・每朝・大將)と、下上中中型(例へば、蛤・驚・門松)と下上上中型(例へば、青空・傘・先生)と下上上上型(例へば、金持・雷・雉刀)の五種がある。右のうち初の二音節が、下中となつて居るのを平聲式といひ、上中となつて居るのを去聲式といひ、下上となつて居るのを上聲式といふ。二音節以上の單語では、平聲式、去聲式は、それぞれ一つづつしかないが上聲式は二音節では一つ、三音節では二つといふ風に、音節數から一つ減じただけの數がある。右の言ひ方をすれば、第一音節の上である型は、音節數の如何に關はらず、すべての場合に一種しかない(二音節語でも)が、第一音節の下である型は、音節數だけある(一音節語なら一つ、二音節語なら二つ)故に五音節語にあらはれる型はすべてで六種である六音節語なら七種あるわけである、といつても無限に増加する譯ではない。

さてこれ等のアクセントの型が、單語の種類や性質によつて、いろいろ特殊な傾向をもつて居るのであるから、語法の研究にも、この方面を閉却することが出事ない(元)。

校友の面影

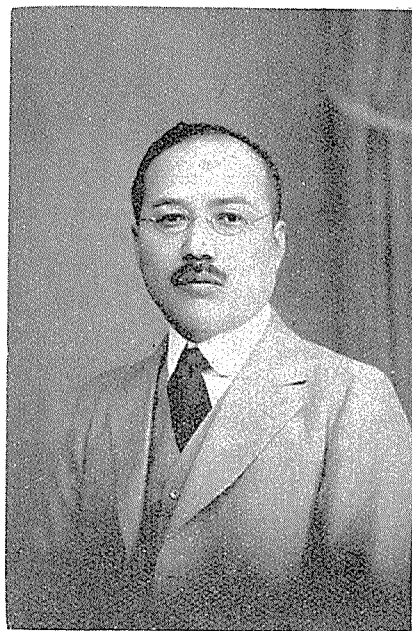
▲辯護士 尼崎信 中江濟氏▼
用組合専務理事
(明治三十八年關西法律學校出身)

氣宇の磊落なる、度量の洪潤なるは以て衆人の畏服する所以、風格の溫容なる、膽識の非凡なるは以て世の聲望を博する所以、中江濟氏の如きは即ちその人として先づ指を屈すべき人材であらう。

氏は明治三十八年七月關西法律學校を卒業通信部内に職を奉すること九年、後大阪府主事として府の商工課にあり、大正十年尼崎信用組合専務理事に就任し、大正十一年辯護士試験に登第本年五月尼崎市會議員改選に際しては衆望を得て議員に當選、更に副議長の要職に選ばれて今日に至つた。

梅雨霽れの日、筆者は尼崎信用組合事務所を訪問し、親しくその聲咳に接することが出来た。氏は筆者の問ふが儘に次の如く語られる。

『私が府の商工課にゐた時分は、現物市場が實に混沌たる有様でしてね、恰もその頃は今の商大の學長河田嗣郎博士が府の囑託となつて居られたので、私は云はば博士の手先として、青物、魚類等の市場の状況を逐一調べたものでした。さういふことが因で、所謂組合



中江濟氏

事業なるものに非常な興味を有つやうになり現在の信用組合にも關係するやうになつた次第です。』と前置され『今では我國の信用組合も漸次その數を増して、大凡二百五、六十もありませうが、何んといつてもその利用はまだ微微たるものです。けれども昨今の如く營利組織である銀行業の沈滞に伴ひ、金融貯蓄の方面に自治的であり、且德義的である信用組合の益有用になつて來たことは多言を要

しない所であつて、信用組合事業の眞の發展は今後にあることを確く信じてゐる。現今我國に於ける法令では、市街地信用組合は信用事業のみしか許されてゐないので私の方の信用組合も専ら資金の貸附、手形の割引、預金及貯金の保護等のことをやつてゐますが、私は又縣よりの囑託を受け廣く産業組合なるものの趣旨を徹底さすべく、産業組合對組合員の日常取引關係その他につき諸方へ講演に廻つてゐます。何れにせよ、幸ひ私の趣味の向ふ所でもありますし、我國に於ける産業組合の發展策といふものについては、微力ながら

何處までも盡力したい心組です』と謙讓の裡に今後の抱負を示された。

話を市會議員改選のことに進めると、

『その器でもありませんが、他よりの切なるお勧めもあつたものですから』と哄笑され、『勿論私は何等の黨派にも偏せず、中立の立場を保つて居りますので、政治問題については絶対に偏つた考へなきを待ちません。たゞ自分の信ずる道に精進するのみです』と語られた。來るものは拒まず、去るものは追はず況く容れ治く收めてその中に鑒識する所である氏の瀟然たる心胸と、卓越せる才識とは對者の直ちに感ずる所である。氏の前途や雲雨一度起れば、宛も龍驤するが如きものがあるであらう。邦家の爲將來一層の御盡瘁を希ふものである。

氏の家庭に於ける趣味は謠曲であるとのこと家庭は令閨との間に本學豫科在學中の令息を頭に二男二女あり、極めて平和に暮して居られる。氏及び御家族の多幸を祈りつつ擲筆する次第である。

The fruit of Science, most delectably fair,
Did urge all sages, in the days of old,
The solution of our Unknown Cause to share.
With uncorporeal beauty do we flare;
As all worlds' first beginning are we held;
Our wondrous harmony, past all compare,
Charmed Plato, Pythagoras, and Euclid.
Fillers of the Primordial Sphere are we;
So perfect is our form that our look did,
Unto all bodies the Law and Size decree.
—from "The Romance of Leonardo Da Vinci"—

校友彙報

舞鶴俱樂部創立

在福岡の少壯校友は此度相圖つて關西大學舞鶴俱樂部を組織し、その發會を兼ね會員の懇親會を六月二日午後七時より福岡市東中洲料亭みすじに開いた。集るもの九名、嘗ては同じ學び舎に幾歳かを過した者達の懐かしい會合である。懷舊談は續いて止まるところを知らない。論じては飲み、語つては食ひ、往年の學生氣分をその儘、限りない歡喜に浸り漸く初夏の夜風が肌に感ずる深更に至つて散會した。

當日の出席者

梶山茂太(大三專法)星野俊一(大一一專商)高山朋一(大二專法)藤本 龜(大一一專法)西村正喜(大一一專商)三宅萬吉(大一一專經)舟津和夫(大一一專法)石橋榮一(昭二專經)高原尚祐(昭二專法)

幹事——梶山、星野、藤本、三宅

(藤本氏寄報)——

校友動靜

田村春高氏(明三六法)今般此花區役所より北區役所へ轉任。
宗本利市氏(天七法)豫て陪審その他の諸制度研究の爲外遊中の處今般歸朝名古屋市東區東外堀町二ノ四に於いて一般法律事務に従事せらるることとなつた。
寺島熊市氏(天八法)過般明石市市會議員改選に際し多數を以て當選された。

賴經 壽氏(昭三專商) 松江六十三聯隊第九中隊幹部候補生として勤務の由。

鳥井利之氏(昭三專法) 住友銀行本店外國課在勤の處今般下關支店へ轉勤となつた。

大月義平二氏(昭三專法) 秋田地方裁判所より甲府地方裁判所へ轉任された。

上田 實氏(昭三七法) 今回公州地方法院忠州支廳判事に轉補せられた。

阪口 清氏(昭三四法) 名古屋地方裁判所より名古屋控訴院へ轉任された。

馬淵錦八氏(推) 名古屋控訴院部長たりしところ今回退職せられた。

廣實郁雄氏(大二三專法) 從來會計士として一般會計經營に關する業務に従事せられし處今回計理士に登録西區本田二番町五に事務所を増設された。

藤井清秀氏(推) 今般西區京町堀上通四丁目一九番地に法律事務所を開設一般法律事務に従事せらるることとなつた。

信正義雄氏(大一一法) 今回法律事務所を滋賀縣大津市材木町に移轉された。

玉木豐吉氏(大一一專法) 日本礦油株式會社本店營業部に勤務。

井波義吉氏(大二三專法) 泉尾警察署長より會根崎警察署長に榮轉。

柏原好郎氏(大七專法) 會根崎警察署長より九條警察署長に榮轉された。

校友住所移動

與 辰 雄(昭三專經) 福岡縣京都郡行橋町南本町四八六石川八十郎方
高 沖 次 郎(大一一專經) 府下濱寺町下石井松井方
石 原 孫 市(昭四一法) 住吉區天王寺町一三四五

橫 田 義 德(昭三專法) 兵庫縣川邊郡小田村杭瀬宮前二四

後 藤 新 治(大一一專經) 府下三島郡高槻町宇高槻五九四ノ一〇

福 田 瀧次郎(大一一專法) 大分市下針屋町九六九

八 木 豐 治(昭三專經) 堺市少林寺町三番地

久 松 鹿 治(昭三專商) 高知縣吾川郡

伊 野 大國町 野村 宗次郎(昭二專法)

西 淀 川 區 海老江町一一一〇番地

福 岡 多賀義(大一一法) 北區堂島船大工町三三

坂 本 定 義(昭三專經) 北區絹笠町九

大 江 ヒルデイング立花商會内

三 原 新三郎(大一一專法) 住吉區阿部野町一一六

渥 美 孫 吉(大一一法) 靜岡縣濱松市鳴江町濱松區裁判所内

松 本 市 太郎(昭二專經) 東區幸相山町一四六

信 正 義 雄(大一一法) 滋賀縣大津市材木町

吉 田 重 雄(昭三專經) 西淀川區大仁町二三七後藤爲吉方

井 上 種 男(昭二專經) 京都市御幸町錦上ル眞野安太郎方

三 森 五 郎(昭二專法) 姫路市五軒邸一七番屋敷

岩 窪 一 雄(大一一專法) 西淀川區傳法町北一ノ五

大 森 庄三郎(大一一專經) 神戸市平野下祇園町九七

伊 秀 夫(昭三專經) 東淀川區國次町六四八

玉 木 豐 吉(大一一專法) 西區西道頓堀

通六日本鐵油株式會社本店營業部

黑 崎 英 夫(昭二專商) 兵庫縣出石町

松 枝 西 田 義 介(昭三專經)

浪 花 區 惠美須町二字治川電氣出張所内

鳥 井 利 之(昭三專法) 下關市大字西

南 部 町 住友銀行下關支店內

吉 村 種 藏(昭三專法) 東區北濱五丁

目 住 友 信 託 株式會社内

福 本 眞 一(昭三專經) 大阪府堺市第三十七聯隊

機 關 銃 中隊第一內務班

三 品 金 行(昭三專法) 東區寺山町四八五竹村方

山 地 仁(大一一專法) 吳市藏本通り一二ノ二

花 村 格(大一一專法) 東淀川區豐里菅原町一六〇番地



(昭三專經) 影 撮 念 記 會 總 季 春 部 支 原 古 名 會 友 校

校友改姓名

(舊) 昭三專商 飯田 卯一郎 五十野 卯一郎
(新) 昭三專商 安田 淑二 原 淑二

校友逝去

昭和三年六月二十一日 門司水上警察署長 下井 信三氏
大正四年法律學科卒業

昭和三年六月二十一日 大阪毎日新聞社社員 福 本 好古氏
昭和三年專門部文學科卒業

昭和三年六月二十四日 辯護士 横 見 珙二氏
明治三十五年關西法律學校卒業
右訃音に接し謹んで弔意を表す

學生彙報

皇陵崇敬會報

第二十六回例會——六月五日日本大學記念日をトして京都東山方面に例會を舉行した。

ふとん着て寝たる姿や東山。

一行は午前七時京阪天満橋を發して一時間餘

の後、東福寺に下

車先づ東福寺山上

の仲恭天皇九條陵

に拜す。次いで後

堀河天皇觀音寺陵

泉涌寺月輪陵、後

月輪陵に参拜した

月輪陵は四條、後

水尾、明正、後光

明、後西、靈元、

東山、中御門、櫻

町、桃園、後桃園

後櫻町の各帝陵で

あつて、後月輪陵

は光格、仁孝兩帝

陵である。それよ

り百二十一代孝明天皇後月輪東山陵、竝に孝

明帝女御英照皇太后後月輪東北陵、後白河天

皇法住寺陵、六條天皇清閑寺陵、高倉天皇後

清閑寺陵に拜し、歌の中山清閑寺に詣づ。眞

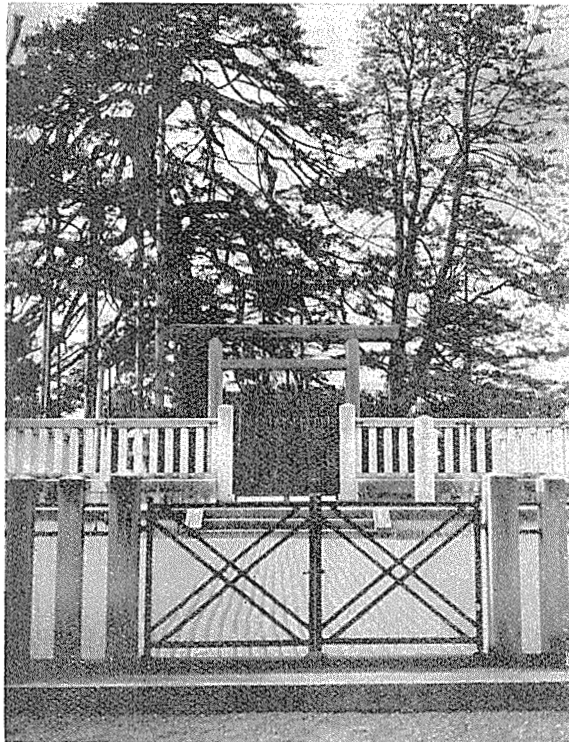
言宗にして延暦中紹繼法師開基、一條帝の朝

佐伯公行中興。本尊千手觀音。小督局の塔が

ある。中食を終へて花園天皇十樂院上陵、冷

泉天皇櫻木陵、陽成天皇神樂岡東陵、後一條

天皇菩提樹院陵、後二條天皇北白河陵に参拜し、後官幣中社吉田神社に詣づ。祭神健甕賀豆頭命伊波比主命、天之子八根命、比賣神にして祭日は四月十八日、貞觀年中藤原山蔭の創祀、永延元年祭儀を大原野に准ず。四條に來り一同解散、當日の参加者は左の通り、河村教授、三枝樹講師、高橋中佐、齋藤、入江、淺見、森井、溝邊、平井、稻垣、安本、奥川



(照參事記會例回六十二第會敬崇陵皇) 陵神皇天條二後

第二十七回例會——六月二十四日雨を冒して本

學期最終の例會を行つた。會するもの十四名

大鐵阿部野橋を午前八時に發した一行は九時

長野着。先づ楠公發祥の地として名ある觀心

寺に詣づ。眞言宗にして檜尾山と號す。本尊

如意輪觀音は空海の作と傳ふ、天長四年實慧

開基、正平中後村上帝の行宮趾として南朝の

遺物多く、本堂は特別保護建造物である。寺内

に後堀河帝御下賜の鐵燈籠(國寶)があり、又正成の首塚等もある。それより寺背の後村上天皇檜尾陵に拜し、長野より南海で中百舌鳥に向ふ。即ち履仲天皇百舌鳥耳原南陵、竝に高き屋にのほりて見れば煙立つ

民のかまきはにぎはひにけり

の御製を以て知られ、古への難波に都され給

ふた仁德天皇百舌鳥耳原中陵、次いで反正天

皇百舌鳥耳原北陵に参拜し、終つて諏訪の森

に本會名譽會員青木恒一氏宅を訪れ、一同多

大なる響應に預つた。同氏に深く感謝の意を

表する次第である。因に當日の参加者は

小泉教授、河村教授、田邊教授、香坂中佐、

淺見、溝邊、清水、稻垣、小田切、奥川

講演會並に茶話會開催——六月二十八日午後三

時より本學クラブハウスに於いて開催、左の

三氏の講演があつた。

一、軍事上より見たる大和三山の比較研究

本學學生監 矢島 彪氏

一、考古學とは何ぞや

趣味の考古學會長 八木 博氏

一、日向の史蹟について

本學學長 仁保 龜松氏

尙當日は増山事務理事、小泉會長、山本副會

長、河村教授、その他會員學生多數出席、非

常なる盛況であつた。

終りに當日御講演下さつた仁保學長並に矢島

學生監、八木博氏に對して一同から厚く感謝

の意を表する次第である。(奥川君報)

第二十七回工業見學

五月二十六日午後零時半新京阪天六終點に集合、直ちに出發し徒歩初夏の淀川畔を南下し日本冷蔵株式會社に赴いた。一同階上會議室

にて小憩、冷飲料の響應を受け福原事務の冷蔵業に就いて過去の追想、現在の狀況並に將來の抱負に關する一場の御講演を聞き、終つて全員を二隊に分ち各工務員の御案内の下に工場を見學した。同工場は之を製氷工場、凍豆腐工場及冷蔵倉庫の三部に分つ事が出来る甲

工場に於いてはアンモニア法に依る製氷裝置

に基いて數十個の大氷塊を晝夜連續的に製造

して居る。一同は冷凍パイプに附着せる氷雪

を見、豫冷せる鹽水に觸れ、瓦斯斷熱膨脹の潜

力と之を利用せる人智の進歩に驚愕と歎聲を

放つた。次に豆腐工場に導かれた。文明式の

各種裝置を用ひ能率の増進、製品の統一を期

する本工場を見、所謂「ハイカラ豆腐屋」の

語を發せしめた。然し豆汁ニガリを均一混合

物たらしむる作業に於て機械力を無視し全く

人力に由る點を見ては機械萬能の世界に於て

も尙人力に非ずんば成就し能はざる或物の存

在を感ぜざるを得なかつた。完成の豆腐は一

定大に切斷し冷蔵室に入れ冬日の極寒溫度に

冷却する。更に戻し作業、乾燥作業を経て茲

に始めて速製凍豆腐が出来るのである。一見

甚だ粗末なる又貴重視せざる凍豆腐が軍事上

に又家庭用に一つの大きな必要品である事を

思へば、かかる工業も大量生産の恩澤を得し

むる爲に缺くべからざるものである事を思は

しめた。第三に冷管を導いて室溫を氷點附近

ならしむる冷蔵倉庫の扉を開いて其中に於ける

葡萄酒、梅餅等の貯藏狀態を見た。文明人は

須く此の冷蔵倉庫を應用し食料其他の防腐保

存を務めて物資の廢滅を防ぎ物價の一定を期

すべきであらう。かくて河村、水谷兩教授を

始め學生數十名の一行は各方面より冷蔵工業

の必要に就いて多大の感銘を得、薄暮記念品

を手にし福原事務並に其他工務員の多大の御配慮を感謝しつつ退社した。

第二十八回工場見學

六月九日午後一時大日本麥酒株式會社吹田工場に赴いた。最も一般的なる飲料としての麥酒の製造に關しては既に書籍に讀み講義に聞いた處ではあるが更に工場裡に於ける實際の大製造を觀れば不審は氷解し疑問は解決する事が少なく無い、工場見學に關する不可思議量の大功徳は本麥酒會社の見學に於いて殊に著しいものと云へよう。製麥工場、製麥工場、仕掛工場、醱酵室、貯藏庫、製品工場等取りまわりの新奇なる裝置は同社現在の隆盛を語り、至妙なる機械は同社將來の發展を示して居る。終りに一同の見學に關し特に御厚意を寄せられたる高橋取締役並に直接の御案内の勞を忝した工務員各位に多大の感謝の意を表す次第である。因に同日は河村教授矢島學生監、若松、田所各先生を始め學生約九十名の盛會であつた。

千里山佛教青年會の創立

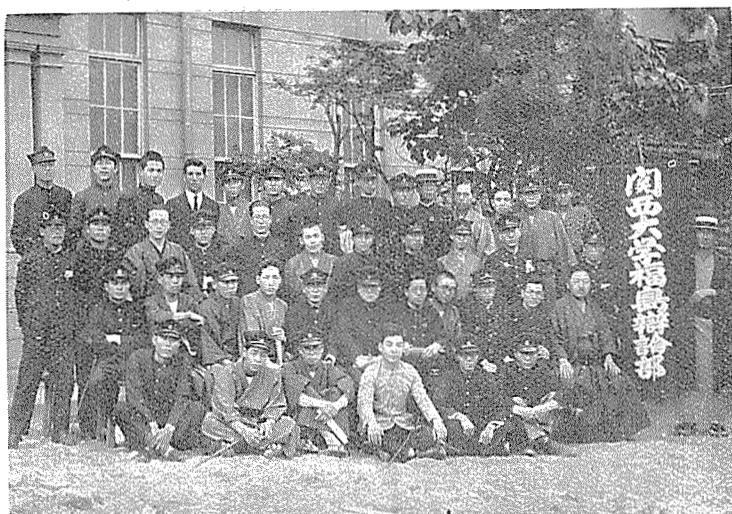
よし風景が如何に美はしくとも、その風景を統一する何物かがなければ、その風景を支配するある偉大なる何物かの存在がなければその風景は風景として成立たない。例へば夕を告ぐる鐘の聲である。苦しめるものも、惱めるものも、一たび晩鐘の響を耳にすれば、忽ち憂ひをも、悲しみを忘れ、何物かに祈りたいやうな切なる氣持に動かされて、暫し自分の停む大自然の風景に視入るだらう。千里山佛教青年會は、『このある何物かの存在』として、そこに創立の意義をもつもので

ある。本會創立最初の試みとしては六月十三日クラブハウスに於いて京都佛專教授小西存祐師の講演會を催した。先づ賀來會長開會の辭を述べ、次いで存祐師は「佛」に就いての一般概念より、進んで佛教美術に關し、長時に亘つて熱辯を振はれ、頗る盛會であつた。因に本會會則は次の如くである。

會 則

- 第一條 本會ハ關西大學千里山佛教青年會ト稱ス
- 第二條 本會ハ事務所ヲ千里山學會内ニ置ク
- 第三條 本會ハ佛教ノ教理ヲ研究シ併セテ人格陶治並ニ社會ノ淨化ニ努メ、精神ノ安定ヲ計ルヲ目的トス
- 第四條 本會ハ正會員及特別會員ヲ以テ組織ス
- 正會員ハ本學學生中ノ有志ヲ以テシ、特別會員ハ本會ノ主旨ニ賛スル一般ノ人士ヲ以テス
- 第五條 本會ニハ左ノ役員ヲ置ク

- 一、會長 一名
 - 一、顧問 若干名
 - 一、評議員 若干名
- 會長ハ本學教職員中ヨリ之ヲ推シ顧問ニハ本學職員並ニ篤志者ヲ推ス、評議員ハ正會員中ヨリ之ヲ互選ス



員部監幹部門專學本

第六條 本會ノ事業左ノ如シ

- 一、研究會 毎月一回例會ヲ開催ス
 - 一、講演會 春秋二回開催ス
 - 一、機關雜誌ノ發行
 - 一、佛利巡拜
 - 第七條 會費ハ徵集セズ
- 會長、顧問、及發起者ノ氏名左ノ如シ
會長 賀來講師、顧問 小泉、河村、新町、加藤三枝樹、武内、中村ノ諸先生
發起者 岡島經三、加藤勝、古林、古田、菊池、後藤、湯朝、塚本(法二)梶田、福原、西、井口、梅田、西田岩本、奥村、中辻上野、青野、三原岡部、法二、幸泉勝田、杉本、望月(文二)、矢上、前原、谷口、橋本、奥田、豫三、角谷辻、道廣、岩脇豫二

依塚本君報

千里山政經學會主催 武藤山治氏講演會

六月二十一日午後二時より千里山學會本館講堂に於て政經學會主催武藤山治氏の講演會が開かれた。定刻森下講師の紹介の辭に次いで

武藤氏登壇、政治經濟問題、社會政策等に關し、同氏獨特の趣味談を交へて滔滔二時間に亘る講演があり、午后四時盛會裡に閉會した

千里山商學會創立

經濟學部商科は從來の沈滞より目醒め、動もすれば學理討究にのみ走り、實際に疎んじ勝である現在の傾向に鑑み、學理と實際との接近調和を計ると共に、商科在學生將來の社會的雄飛に資せんがために、その研究機關として關西大學商學會を組織した。その發會式を兼ね、第一回懇談會を六月十九日クラブハウスに於て開催。先づ川邊幹事長開會の辭を述べ、木村會長の挨拶があり、次いで日本電力營業課長岸田幸雄氏の電力問題その他に關する有益なる講演があり、終つて一同晚餐を共にし八時過ぎ閉會した。

因に本會役員は次の通りである

- | 會長 | 本學講師 | 木村禎橘先生 |
|-----|----------|--------|
| 幹事長 | 三年 川邊鹿之進 | |
| 幹事 | 三年 入江堅壽 | |
| | 三年 淺見敏郎 | |
| | 一年 乾信昭 | |
| | 一年 神木彦次郎 | |

學部哲學科懇親會報

去る五月二十八日午後六時から大阪北村で、第一回懇親會を開催した。定刻幹事の挨拶があつて自己紹介に移り、終つて宴を張る。酣になるや氣焔大いに揚り、我哲學科より第二のPageの輩出は近き將來にありとまで思はしめた。時の過ぐるのも知らず、午後十時過ぎ和氣霽靄裡に散會。因に當日御出席下さつた諸先生は次の通りである。
武内、新町、片山、菅、中村、三枝樹の諸先

生。(順序不同) — 大宅君報

關大俳句會

關大俳句會は六月二十三日午後一時より新京阪沿線淡路國次町永春寺方丈で六月例會を開催、會者十名、座敷を抜ける冷風に清涼しい氣持になつて兼題「水泳」「紫陽花」の互選批評に氣焔をあけた。つづいて席題「扇子」句作に詩藝を肥やし薄暮散會した。

福島辯論部報

第二回學内雄辯大會——六月十八日午後六時より大阪市立實業會館に於て本年度第二回學内雄辯大會を開催、稀に見る盛會であつた。當日のプログラム左の如し。

開會の辭

委員長 白井正實君

曉破りて反省の鐘が鳴る 法科 味林健一君
思想善導を論ず 法科 小橋楠男君
責任ありや 法科 三井常一君

普選によりて一新されたる社會的思潮
文科 春名平三君
煤煙の都に失業者の群 法科 上田桑吉君
近代思想の極端なる歐化を嘆ず 法科 筒井一馬君

小さき憧れ 法科 佐瀬常義君
現代思潮の國家的概念を論ず 商科 白髮茂君
法律は罪を憎んで人を憎まず 法科 眞鍋謙一君

農村問題に對する一考察 法科 出口三造君
司會者挨拶 辯論部長 渡邊正人君
完成せるものへの憧れ 法科 阿江良男君
傳統を蹂躪つゝ 文科 村田重吉君

緊急勅令による治安維持法改正に就いて論ず
法科 小宮官之助君
經濟科 溝畑精三君

總選舉を顧みて 經濟科 溝畑精三君

道徳と法律 法科 藤井計吾君
(失題)

崩壊せんとする憲政の美名 經濟科 八木末治君
法科 白井正實君

煩惱を菩提たらしむるもの 商科 赤山一郎君
自己解放闘争線上に進出せる無産黨の將來 經濟科 阿部武夫君

建設の途上に悩める祖國の姿を凝視して 法科 長谷正事君
イブムの解剖と同戰線の確立 經濟科 西内巨司君

閉會の辭 副部長 長谷正事君
各地へ辯士派遣——關東、關西、及大阪の各學生講演聯盟復活の扉を開いた我部は、將に素晴らしい勢を以て對外的に進出し、我部の眞價を發揮せんとしてゐる。今日までの出演者左の如し。

五月二十六日 大阪齒科醫學專門學校 阿部武夫
資本主義文化破滅の甲鐘 阿部武夫
五月三十日 關西學生講演聯盟大會

普選を顧回して 商科 溝畑精三
社會的不安に直面して 長谷正事
六月一日 大阪藥學專門學校 阿部武夫

崩れ行く資本主義變態文化の歴史的批判
六月五日 大阪講演聯盟大會 阿部武夫
躍進せよ新生命の創造へ 商科 眞鍋謙一

法律は罪を憎んで人を憎まず 眞鍋謙一
熱涙を振つて八尾町民諸君に訴ふ 上田桑吉
六月九日 神戸高等工業學校 阿部良男

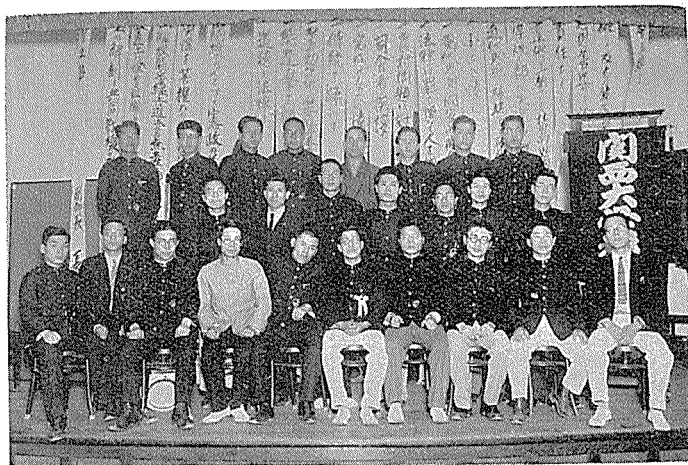
來るべき者の姿 阿部良男
六月十日 日本大學 八木末治
(失題)

六月十四日 京都佛教專門學校 上田桑吉
失業問題の一考察 上田桑吉

六月十五日 同志社大學 長谷正事
(失題)

六月十六日 關西學院 西内巨司
社會改造思想の一元的考察 西内巨司
六月十六日 日本齒科醫學專門學校及法政大學 赤山一郎

煩惱を菩提たらしむるもの 赤山一郎
六月十七日 專修大學 郎



影攝念記會大辯雄内學二第會學島關

法憲に映じた公娼問題の現實的批判

丸山喜三造
六月二十三日 明治大學 渡邊正人
崩壊せんと憲政の牙城 以上

千里山端艇部報

學内漕艇大會——曩に關西の選手權を獲得した端艇部は、その記念を兼ね去る六月三日午前

九時より新淀川コースに於て第二回學内漕艇大會を開催、本學ブラスバンドの奏する行進曲も勇しく、觀衆物凄く會場を壓し頗る盛會であつた、閉會午後五時、當日の成績次の如し

俱樂部レース決勝
優勝 幽靈クラブ 差一艇身
二等 生クラブ

學年レース決勝
優勝 豫科二年 差一艇身半
二等 豫科三年

申合レース
一着 職員混合團 差一艇身
二着 法 三

來賓レース
一着 大阪高工 差半艇身
二着 日本大學

對部レース勝者
庭球部、拳闘部、國際聯盟

千里山馬術部報

永らく缺員の儘であつた部長には今回新たに田邊先生を迎へ、部員も更に十數名を増して確固たる基礎の下に今後一層の飛躍を試みんとしてゐる。本部の近況次の如し。

三月十五日——天滿橋野田屋に於て春季總會を開催、本年度役員及び選手を左の如く決定す。

監督織田、會計西、甲川、記録係松本、木村、馬術主任樋口

主將岡島、副主將春元、選手大谷、小寺、田中、上田、甲川、佐野、松本、補缺岡本

三月十六日、十七日——萬國オリンピック馬術大會に出場される遊佐中佐、岡田少佐、吉田大尉の一行の送別會に参加し、十七日大阪驛に見送りをなした。

三月二十六日——日蒙三千哩大騎馬旅行隊の大阪入りを歓迎へ、更に翌日の市内宣傳騎乗にも参加す。

四月八日——習志野陸軍騎兵學校に於ける全國乘馬大會に岡島、春元、樋口、小寺、田中、松本の六名参加、松本は障礙飛越に於て五等に入賞した。

五月四日——四國乘馬大會に選手八名参加、當日の成績卷乗一等田中、二等樋口、三等松本、春元

五月十二日——新部長並に新部員歡迎會を野田屋にて開く。會する者今山前部長、田邊新部長、高橋、香坂、板津三教官、その他新舊部員等三十名。

五月二十七日——東北帝大主催第五回東北馬術大會に参加。春元は個人障礙九等、田中は旗取競技に二等に入賞した。

六月五日——騎兵第四聯隊に於て本年度の關西乘馬聯盟選手の豫選が行はれ、本學よりは左の六名が入選。

岡島、春元、西、大谷、小寺、田中
六月十日——箕面へ遠乗會を催す、當日の参加者は板津教官始め部員等約二十五名。

六月十七日——大阪騎兵聯隊に於て關西學生乘馬聯盟主催、大阪毎日新聞後援の下に第七回東西對抗馬術競技に聯盟内對抗競技を兼ねたる大會が舉行された。聯盟内對抗競技に於ては本學チーム(岡島、春元、西)は再び優勝の榮冠を得、大毎寄贈の優勝旗を授與された。當日個人賞を得たる者は、誘導障礙一等岡島、三等上田、高障礙 二等春元、馬場馬術、二等西、

小旗取 三等中川、
駢步卷乗 一等金田、
尙我部はこの夏期休暇を利用し、近江琵琶湖畔に合宿し益技を鍊ると共に、部員相互の親睦を計るべく種種計畫を立ててゐる。

期間は半月の豫定、更に八月に入つては遠く習志野騎兵學校に於て馬術の指導を受ける筈である。

千里山射擊部報

對京都帝大春季定期戰——五月二十七日京都射擊場に於て舉行、本學必勝を期してこれに當り本學二三〇點、京尤二二五點の成績を以て本學優勝。

關東學生射擊聯盟春季大會——六月三日東京大久保射擊場に於て舉行、参加校二十數校中本學は得點二九六點を以て加盟校外に優勝した關西學生射擊聯盟春季大會——六月十七日午前十一時より城南射擊場に於て行はる。大阪豫選には本學チーム斷然他校を壓し豫定の如く左の大スコアーにて先づ勝つことを得た。

39 37 35 40 41 35 30 42 299
川宗摩田品藤瀬木點 二等 神高商 二五五點
淺乙薩與三加一鈴總 三等 大外語 二五二點

次いで午後三時より京都豫選優勝校京都帝大對本學の優勝戰が行はれた。本學益自重能く強敵を壓し、遂に二九二點(平均三六・五二)六五點(平均三三・一)の成績を以て本學の優勝に歸した。個人優勝者左の如し。

一等鈴木四六點(本學) 二等高橋四六點(京大)
三等三品四三點(本學) 四等加藤四二點(本學)
五等奥田四〇點(本學)
因に大阪豫選に於ける得點八名平均三七・四は學生射擊界を通じての最高記録である。

千里山水上部報

對三高水上競技會——三高對本學豫科の對抗水上競技會は去る六月二日帝塚山プールに於て舉行、本學豫科新進の活躍目醒しく本學七十二點、三高六十四點の得點にて本學勝つ。

對神戸高商水上競技會——六月十日午後一時半より神戸高商プールにて神戸高商對本學豫科の對抗水上競技會を舉行、三十五點對二十五點の成績で本學豫科の優勝に歸した。

對同志社高商第二回水上競技會——同志社高商對定期水上競技會は六月十五日午後一時より八瀬プールに於て催された。この日水溫甚だ低く(十四度)本學選手中に病人出で七十二點對六十二點にて本學惜敗す。

京都帝大內水上競技大會——本學豫科は六月十八日開催の京都帝大內水上競技大會に於ける高等專門學校八百リレーに出場し、左の成績を得

- 一著 同志社大學
- 二著 本學豫科
- 三著 第三高等學校

千里山陸上部報

六月九日午後一時より市立運動場に於て對法政大學第五回陸上競技大會を舉行。第一回以來連勝を重ねて來た本學も、中距離並に長距離に於て敵を奪はれ、我軍最後の奮闘も空しく惜敗の已むなきに至つた。

千里山庭球部報

大阪大學高專春季庭球トーナメントは大阪時事新聞社後援の下に五月二十三日より三十日迄濱寺コートに於て開催、左の如き戰績にてシングル、ダブル共に本學の優勝に歸した。

シングル準決勝

○戎(本學)——平池(本學)
○後藤(本學)——有岡(藥專)

優勝戰
○戎(本學)——後藤(本學)

ダブル準決勝
○戎(本學)——中村(本學)
○若林(本學)——永田(本學)

優勝戰
○清水(本學)——増山(大高)

○戎(本學)——鎌田(本學)
○若林(本學)——清水(本學)

千里山野球部報

對四高野球戰——四高對本學の野球戰は五月三十一日午後三時半から寶塚球場で行はれた。第九回まで双方とも得點なく、第十一回に本學遂に貴重な一入點を入れて結局一A對零の接戰で本學の勝利に歸した。

對同志社大學野球戰——六月十七日午後一時より藤井寺球場に於て本學野球部は同志社大學との野球戰を舉行した。我軍健闘遂に七A對三の成績にて本學の勝となる。

千里山山岳部報

夏期休暇中の計畫——我部の活躍すべき夏期休暇が近づいた。今夏のプログラムは大體次の如くである。

朝鮮金剛山、日本アルプス縦走、大和アルプス縦走、九州一週(甲、乙、丙、丁の四班、第一學期終了後七月下旬迄に決行の豫定)尙特別班として北海道、樺太方面旅行の計畫がある。

専門部陸上部報

對高松高商第二回對抗陸上競技——十七日午前十時

懸賞論文

法律の進化を論ず

専門部經濟學科第二學年 倉橋義一

緒論

「イエーリング」が嘗て、古代法を論じた中に古代の法律は小兒の書いた繪のやうだと謂つた。其の意味は、小兒の見た山河なり動物が描かれた様なものであつた、と考へてはならぬ。而し繪は疎雑ながら小兒の見た山河なり動物なりの本体が表されてあるといふことなのである。吾人は此の「イエーリング」の言つた意味に於て法律進化の研究が充分意義あり價值あるものと考へるものである。而して法律の原始時代より所謂第二十世紀迄の法律の進化過程を研究するとき吾人は此を本能的行動より目的的行動への進化なりと叫ぶものである。

「思想の進化は自明の原理に對して懷疑が初まる」ところに起る。懷疑とは社會作用の原理が完きを得ざる所に初まる。而してここに實證的精神の活躍そのものが即ち思想の進化を生むものである。

「法律の進化は社會力の自覺史である」これは法律の進化を叫ぶる學者達の、その大きな體系に於て基準とせらるる標語なのである。惟ふに法律はそのほかなない起源より、漸次に進化を重ねつつ遠い未來に向つて、社會が自からよりよく、文化的意識するといふ所に所謂法律の進化なる體系が、成立するものなりと考へることを得るであらう。

「多くの學者は法律は社會力なりとされてある牧野博士富井博士穂積博士等は皆」此の説を主張せらるるものである。吾人も又法律は社會力なり。この見地からして法律の進化なるものを論じて見たいと思ふ。

抑も吾人は今日の國家作用に於て二様の收體を認めるものである。其の一は國家の政治作用であり、他の一は法律作用である。政治作用は對外的には攻守の戰闘修好の外交通商の開始として現はれ、對内的作用としては國民の平和維持、生命財産の保護其他人民の統治に關する各般の社會制度に向つて現はれてゐるのである。法律作用は團體力の對内作用中特に國家の公權力が人民の行為の規範として現はれるものである。此の國家の政治作用も、法律作用も、共に社會の文化的發現に外ならぬが、前者は其の發現の狀態が必ずしも固定することなく時勢の要求に基き國是に隨つて或は外に對し或は内に向つて隨時活動するものであり後者は其の發現の狀態が一定の様式を爲して、公權力收體に於ける規範と爲るものである。社會には靜態と、動態との二様がある。故に法律は社會力なりこの見地よりして法律にも亦靜態と動態との二狀態がある。

法律の靜態とは、法現象を單に行爲の規範として現はれたる、社會の實質又は形體か、時の経過に因つて變化するものとして觀たものを言ふのである。故に法現象の普通素を研究せんとする法律學に於ても其の靜態を對象とするものと、其の動勢を對象とするのに依りて法律靜學法律動學との別が生ずる。前者は法現象の靜態を觀察し、其の原理を求めものであり、後者は法現象の動勢を觀察して、其の變遷の理法を論究するものである。吾人の今、謂はんとする法律進化論は即ち、法律動學に屬するもので法の現象の時間的觀念、時代的變遷に依つて法律の發生發展即ち法律の進化の理法を明かにするを目的とするものなり。法律は社會の變遷に伴ひ時間の経過と共に必ず其形態を變ず可きものである。社會は有機體にあつて、其の組織は瞬間も靜止することはない。社會の原子たる各個人の身體が新陳代謝に因つて、常に其

組織を變更するのみならず、社會自身も亦其組織成員の生産死亡移住等に因つて常に其の組織を變更するものである。社會の組織自體が既に斯の如く常に動いて熄まぬものならば、社會力の狀態なる法律も、之を時間的に觀察するときは亦、恒常の變動狀態に在るべきは明かなる事實なり。法律の進化とは此普要的要素即ち法現象の時間的推移の原理を闡明せんとするものである。

「科學的法律の進化論は可能なりや」すべて法現象の體様は時、所、文化の程度、國民の特性等に因つて定まるものである。「パスカル」が「緯度三度の差は成法全部を顛覆す」と評した如く、文化異級の民族が境を接して地勢の各方面に併存するのであるから、東西曲直を異にし、南北形質を同うせず、民族及地域に依つて法規を異にするのは恰も自然界に於て其の環境に依つて、動植物が異なると同様である。此の極りなき法現象の中から一定の普遍性を見出さうとすることは、法の靜態に於ても、既に難事である。況んや變化極りなき法の動勢に於ておや。然れ共難事は必ずしも不能事では無い力學には、既に力の靜態を論ずる靜學があり又其動勢を論ずる動學がある。社會力の科學にも其靜態動態を論ずる靜學動學が無い筈は無い只、謂はゆる自然力の作用の比較的簡單であるのごと社會力の作用の極めて複雑であることは、到底日を同うして語るこの出来ぬ差異が有るために社會力の科學は自然力の科學の如き正確なる理法を認識するに甚だ困難なところのみである。

二

「法の發見者」近世國家に於ては立法權は統治權の構成成分中最も重要なものとせられたるに拘らず、國家原始期に於ては、立法は人民の公的行爲の基準は未だ明確なる規範を形成するに到らず全く統治權の觀念の中に存在しなかつたのである法を作るといふ觀念は、文化低級の國家には全然存在してゐなかつたのである。法は發見す可きものにして製作す可きものに非ず」として呟つた。

隨つて當時は未だ立法者といふ者無く「法の發見者即ち北歐の古法に謂ゆる「リイツフインダー」」といふ者があつたのみである、而も此法律發見者なる者は、其の民族の傳説、慣習、先例、儀式等に通ずる長老、詩人、又は神意啓示の機關たる祭司、僧侶、卜者、巫女等であつて、此等は其の社會の權力者であつた事勿論であるけれども必ずしも、其の國の元首でなかつたのである、是等の一人か司法權が元首に歸したる後に於ては、統治權の司法機關として裁判を爲し、又は元首の顧問として裁判に參與した者であつて、其の職分は既存法の發見、釋明を爲すこと云ふことに在つたのであるが、其の實は社會の選變其他の事由に依つて新事實の發生した場合には、名を既存法の釋明に藉口して、諸種の新らしき先例法律を作つたものである。

三

法の第二次發見時代と自然法 法の第二次的發見は第十八世紀初めギリシャに發生して全ヨーロッパを風靡した自然法論なのである。自然法は其主觀的觀念は「公平」と相並びて、顯著なるものは「自然」の觀念である。法の原動力は理想にして自然の觀念とは、時に依り、所に依り、人に依り、人民の思想を指導する智識階級が、正義又は修理と考へるところのものである。彼の有名な自然「ブラツクストーン」等は其の最も有名な自然法論者であつた。(千里山學報第五十二號第五頁佐々穆先生の明治以來の和法の變遷中自然法學派云云参照)彼れが一七五三年以來「オクスフォード」大學に於て爲したる講義が一七六五年に出版せられて、爾來英、米兩國の法曹界に於て絶大の勢力を有し「不文法國の私選法典」まで譯されたものである。ギリシャ哲學に於ても其第一期なる「タアンニス」「ピタゴラス」等の宇宙論時代を經過して、第二期の人事論時代に入るの始めに於て詭辯派「ソフィスト」は例の巧妙なる論法を以て、頻

りに懐疑的、消極論を論じ、普遍的真理の存在を否定したから素より、正義の如き法律の基礎たるべき恒久觀念の存在も認めなかつたが、大聖「ソクラテース」出でて「シセロー」の言ふ如く哲學を天界より人間界に引き降して、宇宙論より、人事論に導き又「ソフィスト」の懐疑的傾向を排して、道徳上の原理を確定してから始めて道徳の基礎として法律に絕對的効力存在することを認めるに至つたのである。宇宙論時代に於て根本問題として「世界の大原は何ぞや」と問うたに代り「ソクラテース」學徒は「法律の基礎は何ぞや」「各國民各政府各時代に共通の大法は何ぞや」と反問した。而して彼等は之に答へて、自然は即ち個々の制定法は此の自然に則るべきものとした。人類の社會的、政治的、法律的生活に於て此の自然法に依る合法行為を正義と稱し、此の正義なる觀念の體現を以て、立法、司法其他總ての法律生活の理想としたのである。「ギリシャ哲學」に於ける自然法は、實に爾來二千余年間西部世界に於ける法律進歩の一大原動力となつたのであつた。然るに第十九世紀の始に於て、自然法派の學說に對する二大敵が現はれた、其の一は「ドイツ」に於ける歴史派、他の一は「イギリス」に於ける分析派と稱するものである。歴史派は法の自然性、普遍性に對して法の國民性、特殊性を高唱し、法の基礎は「國民の意識」「國民の確信」であることを力説した、而して此等の學說は必ずしも自然法を、其根柢から覆す可き勢力の者でなかつた爲めに一面、自然法學派も種種の新らしき装ひに於て學界に現はれ「カント」「シエリング」「ヘーゲル」等の法律哲學の自然法說に代り、特に近來に到り「新カント」新「ヘーゲル」派等の現出を見るに到つたが、是等の學說が其國に於ける法の發見の對象と爲り、立法、司法に顯著なる影響を及ぼしたことは言を俟たぬ所である。

四

第十九世紀に於ける「ナポレオン」の法典編纂事業起つて以來、諸國は争つて模倣するところとなり一面、又法律進化の一過程を成したるものなることは吾人の見逃がすことの出来ぬところである。即ち其の潮流に乗じ「ドイツ」は第十九世紀の末葉に於ては一躍にして法典國となり、殊にイギリスに於ては法律の法典化、法律制定力の數が兩後の荷の如く簇出したのである。ナポレオン法典は勿論自然法を根據として制定せられたものである。ナポレオン自身も、法典の實質が自然法に適合することに依つて、法典の實質が自然法に適當性は永久なるものと、彼は信じて居つたのである。即ち其の法典が單に、命令としてのみ強制するものでないものである、ナポレオン法典は彼の劍の力に依つて、廣い領域を持つことになつた、がしかし其法典の權威は劍の力が亡びて彼も、尙持續され又、劍の力の及ばざりし國にまでも遠く及んだことを、考へて見なければならぬ。即ち、其の法典の實質は其の當時の文化の最高潮を示して居つたものと言はねばならぬ。斯の如きナポレオン法典の偉大なる制定は當時の、フランスの學界に一道の光明を投げた十九世紀以來、フエリタリズムの病に陥いた、フランスの學界もついに彼により、自己の探る可き道進む可き、適當の方向を見出すに至つた。

五

西洋に於ては、斯の如く法律變遷、進化は各時代を通じて止むなく進展を持続したるに不拘、東洋に於ては古來より甚だしく之を缺いて居つたものである。東西法律進化の現象に於て、相互比較する時、甚だしき懸隔の存することを吾人は發見するであらう。其の最の原因は「インド」に於ては從來現實法と稱するものが存し、宗教と法律とが一致して最高法であるとなしたから、それ以來、素より法の第二次發見の如きものを成すに到らなかつた。殊に支那に於ては東洋の君主國と

して、三千年來精神文明の醉を歐歌したが、國家作用の二分野たる法律作用に於ても、法律の進化に對しても數千年間眠つて、靜止の狀態にあつたのである。此の國に於ては古來「法文三條を以て國を治む」とか或は「曉曉三尺の高きに不及」といふ時代があつた。公猛は盛んに德教の道を説けりとも、法律とは其の基本概念に於て甚だしき乖離があつた。斯くて國民生活の狀態が德義觀念の高調により、法の普遍化を要せず又、法學の如きは特殊の科學として專政的に與らなかつたのである。

吾人は亦、我國に於ける明治以來急激なる法律制度の革新に於ても、法律進化の一頁を見出す者である。(注)明治以來に於ける我國の法律の進化に附いては千里山學報第五十二號四頁に佐々穆先生が最も詳細に面白く書かれて居る故重複する點があるのことで、簡単に述べることにする我國に於て近世立法中最も傑作とされるは、明治八年一〇三號布告「裁判事務心得」が之れなのである此は條理が基本であつて、一の補助的法令たることを公認した法律である。其の第三條に曰く「一、民事ノ裁判ニ成文ノ法律ナキトキハ習慣ニ依リ、習慣ナキモノハ條理ヲ推考シテ裁判スベシ」此の法律規定は、實に近世立法の傑作とも稱すべきものにして、法制進化の極致を體現し、半世紀の後世界各國の稱讃を博したる「スウイス」民法第一條に先鞭を着けたものと云はれてゐる、惟ふに我國維新以來政治上、社界上の革新は、實に世界各國の歴史に、稀に見る所の激變であつて、内は政權皇室に復し、外は數百年來の鎖國政策を更めて、新たに門戸を開放し、智識を世界に求め、泰西の文化制度を輸入し、或は復古と稱し、或は維新と云ひ、銳意政治上、社會上に於ける根本的改革を圖つたから、此新舊過渡期の急激に應ずる爲めに明治五六年以來、瀕りに各種の新法律を制定し當時は「法令雨下」の評定すらあるに至

つたが、此の立法、即ち活動も、到底新事態の劇變を豫見して、悉く之れに應ずる事が出来なかつた結果、勢ひ斯の如き規定を設けて遺漏の途を塞いだのである。

斯の如く原始期に於ける「法の發見時代」より中世學說時代に遷りて、今日第十九世紀末葉に於ける「ドイツ」「フランス」の其の新らしき傾向をたどつて所謂二十世紀の法律學なるものが創造せられたるものなり。而して法律も亦他の一般現象と共に進化の常律をたどりつゝあり、また他の一般現象と共に進化して行かねばならぬものである(完)

稿を終りて「九月廿日午後七時十一分福島學舎教室に於て」早朝から學校の方へ出て來て書いた今日は圖書館が休みだつたから。處が關甲の生徒が今日京都一中主催の雄辯會に出頭すこし釋し教室の中に猛練習を初め爲めに吾人の頭は茫然とせざるを得なかつた、又午後五時から富田先生の刑訴(法)二講義があつて、かたはらの一隅で書いてゐたのだから勿論清書ではあるが随分抜けた所やヘマのころのあるのを特に斷つておきます。締切の都合上本晩限り、隨つて區讀點も附け難い其點も重ねて斷つておきます。

二 學界より續く

より千里山トラツクで舉行、三十九點對三十五點で本學連勝す、各競技一左の通り。
百米(一二秒)川岸(本學)、走高(一米七〇)森崎(高)、砲丸(一二米八二)吉岡(本學)、四百(五八秒)森田(本學)、三段(一二米三八)川岸(本學)、千五百(四分四三秒)大西(本學)、二百(二五秒)川岸(本學)圓盤(三二米一四)吉岡(本學)、走幅(六米二七)川岸(本學)、八百(二分一七秒)森田(本學)、槍投(四三米四〇)向島(高)、五千(一九分二五秒)田村(本學)八百リレー(一分四五秒)高松高商チーム

(一〇頁より續く)
裁判官を拘束するものなると否とは問ふところでないのである。

第二項 立法的根據

以上は陪審の普遍的概観の下に歴史に其根據を求めたのであるが、今之を我邦の立法に照すに、我邦の法律も亦陪審が裁判官である、少くとも裁判官の性質を有する、者であると云ふことを前提として居るのである。

其一 公判準備に關する規定 通常手續に於ては公判準備を爲すべきや否やを裁判所の裁量に一任しあるに(刑訴三三三條)陪審手續に於ては陪審事件に付ては裁判長は必ず公判準備期日を定むべく規定されてある(陪三五條)是れ主として陪審手續に於て事實認定の任に當る陪審員は、専ら公判に現れたる訴訟資料に依り事實の有無を斷すべきものなるが故に、公判に總ての資料を現出し得べく準備を爲し置かんが爲である。

其二 陪審員に對する諭告及宣誓 佛奧に於ては諭告に一定の文式あり、陪審員の合議に先ち陪審長が之を朗讀することになつて居り而して其文式中に陪審員は證據方法の調査に依り得たる心證のみを以て被告人の有罪又は無罪を宣告すべき旨の規定あり(奧刑訴三三六條、佛刑訴三四二條)我邦に於ては此の如き形式的規定なく裁判長の才能に一任しあるも蓋し其精神は大に酌むべきものであらう。又其宣誓書に記載すべき文旨が證人鑑定人の其れと相違ある點にも注意を拂ふべきである。

(陪六九條刑訴一九八條三二〇條)
其三 被告人、證人鑑定人其他の者の訊問

陪審員は裁判長の許可を受け被告人、證人、鑑定人、通事及翻譯人を訊問することを得る(陪七〇條二項)即ち陪審員は判事と等しく事實を判斷する者であるから其必要あるに由る。

其四 主觀的直接審理及其例外的規定 事實の認定は證據に依るべく、證據の證明力は判事の自由なる判斷に任すべきは刑事訴訟の大原則である(刑訴三三六條三三七條)而して陪審手續に於て陪審が犯罪事實を肯定するには證據に依るべく、證據の證明力は陪審員の自由なる判斷に任すべく、陪審員に於て偶然知りたる事實ありとするも之を以て事實判斷の資料と爲すを得ること判事の其れと同一である。

此原則を前提として陪審手續に於ては主觀的直接審理の原則が明瞭に規定され、尙ほ之に對する例外的規定は通常手續の其れに比して大に制限されて居る(陪七一一條一七五條)。

其五 犯罪構成要素に關する辯論 陪審手續に於て辯論を第一次第二次に區別し、第一次に於ては檢事被告人及辯護人が犯罪の構成要素に關する事實上及法律上の問題のみに付意見を陳述すべく定められて居る。陪審は犯罪構成事實の有無を斷するものなれば、辯論を其必要限度に制限したのである(陪七六條一項)。

其六 裁判長の説示及問 第一次辯論終結後裁判長は證據の信否及罪責の有無に關し自己の意見を表示することなく、陪審に對し犯罪の構成に關し法律上の論點及問題と爲るべき事實並に證據の要領を説示し、犯罪構成事實の有無を問ひ評議の結果を答申すべき旨を命すべく、裁判長の問は主問と補問とに別ち、

陪審に於て然り又然り又は然らずと答へ得べき文言を以て之を爲すべく。主問は公判に付せられたる犯罪構成事實の有無を評議せしむる爲補問は公判に付せられたるものと異りたる犯罪構成事實の有無を評議せしむる爲之を爲すべきものと定められてある、畢竟陪審をして公平に事實を判斷せしめんが爲である。(陪七七條七九條)

其七 陪審の評議及答申並に陪審員の自由交通制限 裁判長は評議を爲さしむる爲陪審員をして評議室に退かしむべく、若し又必要あるときは公判廷に於て示したる證據物及證據書類を陪審に交付することを得べく。又陪審員は裁判長の許可を受くるに非ざれば評議を了る前評議室を出て又は他人と交通することを得ざるべく、陪審員に非ざる者は裁判長の許可を受くるに非ざれば評議室に入ることを得ざるべく。其他陪審長の互選、陪審員の意思表示、決議の方法等を定めてある。陪審の判斷の公平を保障したるものである(陪八二條一九一條)。

其八 公判手續及陪審構成手續更新 通常手續に於ては引續き十五日以上開廷せざりしときは公判手續を更新するのである(刑訴三三三條)陪審手續に於ては開廷後引續き七日以上開廷せざりしときは公判手續を更新すると共に陪審構成手續をも更新する。是れ陪審手續に於ては素人たる陪審員が事實の判斷を爲すものであり、而して素人たる陪審員は常職裁判官に比し公廷に於ける直接審理の記憶印象等の散佚早かるべきに依る(陪九八條)。

又通常手續に於て合議裁判所に於て其審問中或判事が疾病其他の事故に依り引續き參與す

ることを得ざる場合に之に代り審問及裁判を完結する補充判事の制を設けある如く(裁構一二〇條)陪審手續に於て裁判長は事件二日以上引續き開廷を要すと思料するときは定數十二人の陪審員の外一人又は數人の補充陪審員を定め公判に立會はしめ、構成陪審員が中途疾病其他の事由に因り職務を行ふこと能はざる場合に之に代りしむることとしたのである(陪三一一條一項二項)。即ち通常公廷に於ける判事が同一性を必要とする如く、陪審公廷に於ける陪審員も、亦終始一貫同一人格を以て本案の辯論に立會ふことを要したのである。隨て通常手續に於て開廷後判事の更迭ありたるとき公判手續を更新すべきが如く、陪審手續に於て陪審構成成員の一人が、疾病其他の事由に因り職務を行ふこと能はざる場合に於て補充陪審員なきときは、公判手續を更新し又更に新に陪審構成の手續を爲すべきである(刑訴三五四條、陪九八條二項三項)。

其九 陪審員に對する請託又は私見開陳に付ての罰則 法律は陪審の評議に付せられたる事件に就陪審員に對し請託を爲し又は評議を了る前私に意見を述べたる者に對し一年以下の懲役又は二千萬以下の罰金を科し、以て陪審の判斷の公平を保證したのである(陪一一一條)(未完)。

學友會員各位に告ぐ

來る九月十五日發行本誌第六十二號誌上に、學友會員の各種の會を全部紹介したいと思ひますから大休左の要項で、來る八月二十五日迄に御投稿願ひます。

一、會名 二、事業 三、會員數 四、所在(所屬學會)

新刊紹介

皇陵 第二號

皇陵崇敬會から出してゐる「皇陵」第二號が出た。初號に比べて内容もぐつと良くなつてゐる。同會顧問横谷前本學軍事教官その他の感想、八木博の「孔舍坂城に關する一考察」その他學生諸君の物した遊記、隨筆等讀むに足るものがある。歴代帝陵を巡拜し、沿革、由來、傳説、民謡等に就て究め、健實な皇國思想の涵養に資さんとしてゐる同會のユニツクな色彩はこの頁にも躍如としてゐる。尙一層の發展を希望して止まぬものである。

千里山文學創刊

千里山學舎在學學生有志諸君の組織してゐる「千里山文學會」より本月上旬「千里山文學」創刊の企てが成つた由である。

本學文學科諸教授の指導の下に極めて眞摯に歩んで行きたいこの意嚆である、本誌締切までには、まだ創刊號を手にしないから是非は議せられぬが、龍頭蛇尾に終らざるやう、本學の將來と共に發展向上して、所期の旗幟を曇らさぬやう切に希望するものである。

圖書目錄「經濟と社會」

市内櫻橋交叉點うきよ堂書房から標記の題目の下に四六列五十餘頁から成る小冊子が發行せられてゐる。内容は同店在庫の經濟並びに社會に關する諸文獻の目錄であるがその數量の豊富と系統的な分類配列及び書名のみを以ては内容の察知し難きものに對し内容目次の一端を載する等の勞をこつてある點で、單なる商品目錄以上に文獻探索上の用にも供し得られて便である。同書店では希望者の申込に應じて頒布してゐる。

千里山歌壇 編輯局選

△蕃舎村にて 橘 ごとしを

タモナンの蕃舎の森の夕月は蕃歌ごとも更に更け渡るなり

△ 霸王樹の花咲くこきの生蕃乙女占ひよしと踊り狂ひぬ

△ 青青と茂る芭蕉の蕃舎には生蕃乙女等の學校もあり

△ 生蕃乙女のささげ持ち行く松明に惜しき別れを告げて歸りぬ

△ 水無月抄 高原 草 路

△ ちりしけき都の空も夕まけてうすむらさきの雲はにほへり

△ ひさかたのあかね映えたる夕雲をしばしながめてふるさこをおもふ

△ くちべにのほひしるくも咲きいでてわすれがたなきざくろなるかな

△ 夏 鈴木 武 夫

△ 夏は來ぬ汗ばむ肌をぬぐいつつ夕立欲しう思ふひごこき

△ あひ見てもかたみにそれと言ひも得てあきらめて戀ひ戀ひためらふ

△ さりげなくよそほひ居れど胸ぬちに燃ゆる戀火にわがみ焼けんか

△ 今日來む明くれば來む君が文待ちつつ梅雨日暮れ落ちにけり

△ 湯の街にて 霜 村 生

おほらかに輝やく波の光よき別府の朝ゆ心すがしも

沸沸と地軸より湧くさみごりのたぎり湯あふる海地獄はも

△ 梅地獄底ひも知れぬ熱湯のさ中に我を惹くものあらし

△ 待たぬ春 浅野 樹 雄

△ 人待たぬ春の夕べわれはまた若葉のしたに袖を憶へり

△ 人の姉ひこの子の母見るにつけ姉の姿をえがいてぞみる

千里山俳壇 朝 冷 選

草の露踏みゆく山路肌寒し

蟬の聲聞ゆる窓となりけり

旅 愁

勿忘草に涙を落す道邊哉

汗かいて上りし阪や願る

腕まくりして嘯きぬ庭の月

夏の月柳をうつさざら波

月がさす蚊屋に笛吹く男哉

燈籠の一つに明り残りけり

△ 半ほろ残し日暮るる田植哉

△ 雨を呼ぶ蛙に桑の夜摘哉

△ 初夏の風磯草匂ふ濱邊哉

△ 一匹の蛙追ひつて日暮るる

△ 蛙鳴く聲ばかりなる田面哉

△ 五月雨の小暗き窓に讀書哉

△ 妹の病忘るる扇かな

△ 郊外の茶店淋しき五月哉

△ 試験近き机の下の蚊遣哉

△ 窓の下に光る田の面の畫蛙

△ 沖の船燈して春の海暮るる

△ 遠漕に來りし鳥の木の芽哉

更けて戻るに月澄める田の蛙哉

筍や日影が動く藪の中

雨の中笥山に入りけり

△ 炎天や蕃舎に續く芭蕉烟

△ 炎天に花想思樹の茂り哉

△ 夕立や城門に憩ふ轎一つ

△ 紀念樹の病葉交へ茂りけり

△ 蚊遣火や棕櫚烟の眞上の天の川

追 加

門前の川の濁りや蛙上る

蚊柱に焼附の酔吐きにけり

蚊帳の外に枕飛ばして寝たりけり

△ 當 手 雜 詠 集

△ 締切毎月二十日

△ 封皮には必ず「千里山俳句」と朱記のこと

送稿先 大阪市(中央局區内)十三橋南詰 有 田 朝 冷 宛

編輯餘錄

▽この度千里山學報創刊六周年を機とし學報局を退くことになりました。主たる編輯事務に携はるやうになりましてからは未だ日も浅いのですが、學報局には前後五ヶ年程御厄介になつてゐます。その間大方各位から公私様様の御厚誼を賜りました。誌上を借りて厚く御禮申上げます。

▽學報は霜村盛郷氏が引續き編輯して下さることになつてゐます。この方面に於ける同氏の能力に就いては不肖の深く信頼するところでありすが尙ほ舊に倍する御聲援を本誌並びに同氏に寄せられんことを希望に堪へません。

▽各位の御厚情に對し何等爲すことなく學報を去りますことは不肖不意の極みであります。今後一層志すところに精進し御恩に報ゆる日を他日に期し度いこと存じます。將來永く御厚誼賜りますやう切に御願ひ致します。(森川太郎記)

▽森川氏の後を襲いで不肖學報編輯のことに當ることになりました。性來の非才元よりその責に堪へざることを深く憂ふるものであります。幸に御推挽と御指導を得て砥磨の勞を積み、先輩が遺された跡を汚さぬやう努めたいと考へます。

▽三伏の候、生氣天地に漲る活動の好季節となりました。學報としても爲すべきことが非常に多くあります。名稱の變更に就ては來る第二學期より實行出來得るやうしたい心組です。

▽本誌には新町講師の貴重な原稿を頂くことが出來たのみならず、過般本學より學位を得られた校友武田宣英氏の御寄稿を得ましたことは編者の深く喜びとする所であります。讀者諸氏の御批讀に訴へます。紙面の都合上、本誌で完結出來なかつたのは誠に遺憾に思ひます。多分次號で完結の豫定に致して居ります。此點不惡御諒承あらむことを同氏に願ふ次第であります。

▽多半本誌の爲に直接その全力を注いで戴いた森川太郎氏を送るに當つて、過去五ヶ年間に同氏が本誌に培かれた功の頗る大いなるを思ひ、深く厚く謝意を表するものであります。惜別の情餘りに深きものあるを覺へ、この紙上をかりて謹んで同氏の將來多幸ならむことを希望し、厚利明敏にして且流麗なる氏の筆硯益新たならむことを切に祈つて止まぬものであります。

▽舊編輯者を送つて悲しみ去らざるに、新に學報局の一員として校友遠藤鎮(こしを)氏を迎へました。同氏は本學専門部文學科の出身です。同氏を紹介し併せて今後公私共宜敷御聲援あらむことを願ひます。

▽今後本局員として在地方校友訪問のことも自然多く致すやうに心組んで居ります。或は本夏、中國九州地方へお伺するかも知れません。各地本學校友會支部その他校友諸氏に御逢ひ致しました際には何分宜敷御引廻しの上種種便宜を御與へ下さらむ事を願ひます。(霜村盛郷記)

八月號休刊

し刊休は號月八誌本り通の年例
に日五十月九る來は號二十六第
すまし致行發

月七年三和昭

局報學學大西關

製複許不

大正十一年六月十五日創刊
昭和三年七月十三日印刷
昭和三年七月十五日發行

編輯兼發行人 霜村盛郷

印刷者 谷口默次

印刷所 谷口印刷所

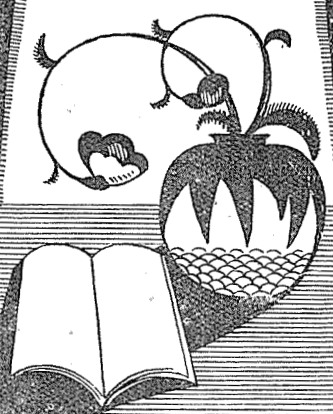
發行所 關西大學學報局

福島學舎 關西大學
大坂市此花區上福島
電話土佐地 〇四九
七二七〇

千里山學舎 關西大學
大坂市外千里山
電話吹田 一二三

UKIYODO'S
CATALOGUE
of second-hand
BOOKS

經濟と社會



七月一日發行
非賣品ですが部數に制限がありますので當方より送呈しない場合實費十錢同封御申込願ひます。

大阪櫻橋交叉點東
うきよ堂書房

關西大學專門部補缺募集

募集學年

法律學科第一學年
經濟學科第一學年
商業學科第一學年
國漢文專攻科第一學年
英文專攻科第一學年
修業年限各三ケ年

志願者心得

出願期間 八月十五日ヨリ九月一日マデ
試驗期日 九月三日午前十時(學科試驗)
九月三日、四日(人物試問)
詳細 返信料封入左記へ照會ノコト

大阪市此花區上福島

關西大學

電話土佐堀(一〇四九番
七三七〇番

關西大學校友ソノ他關係者各位へ

◎千里山學報維持費トシテ、校友ソノ他關係者各位カラ續續多額ノ御出捐ニ預リ有難ク幾重ニモ御禮申上ゲマス。
何時モ申上ゲテキマス通り、出來ルナラバ每號無料デ御配付申上ゲルノガ本意デアリマスガ、今ノトコロドウシテモ各位ノ御援助ニ俟タナケレバ、到底發行ヲ續ケテ行クコトノ出來ヌ狀態ニアリマスノデ、遺憾ナガラ無遠慮ニト言フヨリモ寧ロ進ンデ御寄捐ヲ仰イデキル次第等、何卒惡シカラズ御諒恕ヲ願ヒマス。
◎金額ハ各位ノ御志ニ委セル外ゴザイマセンガ、大體年額貳圓位御寄捐願ヘマスレバ收支相償フ旨申添ヘテ置キマス。
◎從來御出捐願ヘナカツタ方ニ、コノ際何分ノ御援助ヲ御願ヒ申シ上ゲマス。ソシテ新タニ御出捐下サル方ハ、御手數デスガ左ノ申込書ヲ御切り取り下サイマシテ、金額ナリ拂込方法ナリ適宜御書入ノ上御送付願ヒマス。
◎尙ホ、一年以上繼續御送申上ゲテキル方デ、今尙ホ御出捐ガナク、且ツ維持費ニ付テ何等ノ御通報ニモ接シナイ方ハ、或ハ送付先ニ現住サレナイノデハナイカト存ジマスカラ、今後發送ヲ見合セルコトニ致シマス。

昭和三年七月

關西大學學報局

千里山學報維持費拂込申込書

住所

年度

科

貴名

金額
一金

拂込方法

振替貯金又ハ郵便爲替
集金郵便

(何れか一方を抹消して下さい)

◻科別

英語科、佛語科及ビ獨語科

(但英語科ハ中等學校卒業以上ノ素養アル者ヲ收容シ他ハ初學者ヲ收容ス)

◻會期

昭和三年七月二十一日(土曜)ヨリ八月十日(金曜)マデ

◻授業時間

午後六時ヨリ同八時マデ

◻會場

關西大學福島學舎(但市電淨正橋筋停留所下車北へ二丁)

關西大學

第六回夏期語學講習會

會員募集

◻聽講者

男女ヲ問ハズ入會スルコトヲ得(女子多數ナルトキハ別ニ女子部ヲ置ク)

◻講師

關西大學專任教授並ニ講師

◻特權

英語科修了者ニハ關西大學專門部入學試験ノ語學試験ヲ免除ス

◻照會

詳細ハ直接又ハ書面ニテ本會ニ照會スヘシ(返信ヲ要スルモノハ返信料添附ノコト)

大 阪 市 福 島

關 西 大 學

電話 土佐堀 一〇四九・七三〇

斯界の權威

萬象みな躍る活動の夏！

海邊に樹蔭に

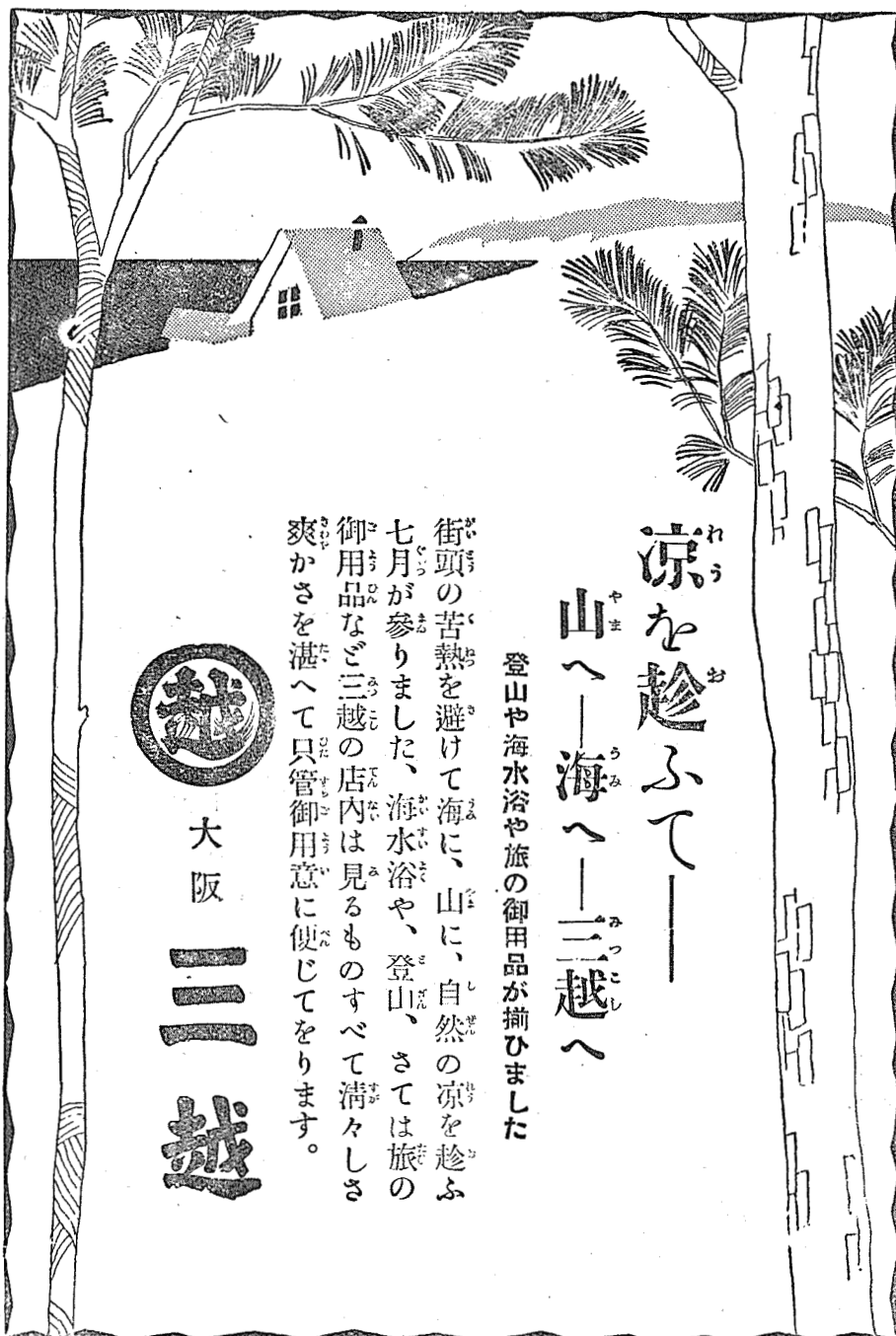
スマートな背廣スーツの影！

學生制服 その他の御用命に對しても
極めて斬新且つ巧緻な仕立を以て
新時代に恰はしい御怜恃を添へるやう
努力いたします、謹んで御用命を待つ次第であります

北濱交叉点

小池洋服店

電話 本局 八八番



涼を趁ふて——
山へ——海へ——三越へ

登山や海水浴や旅の御用品が揃ひました

街頭の苦熱を避けて海に、山に、自然の涼を趁ふ
七月が参りました、海水浴や、登山、さては旅の
御用品など三越の店内は見るものすべて清々しさ
爽かさを湛へて只管御用意に便じてをります。

大阪 三越